

通関士試験 過去問統計(第 54 回～第 59 回)

目次

通関士試験 過去問統計(第 54 回～第 59 回)	2
1. 集計の対象と数え方	2
1.1 対象試験と出典	2
1.2 「1 回の出題」の数え方	2
2. 申告書作成問題の HS 類ランキング	3
2.1 6 回分の題材一覧	3
2.2 輸出申告に登場した品目の類(全 19 類)	3
2.3 輸入申告に登場した品目の類(全 23 類)	4
2.4 項(4 桁)レベルで複数回登場したもの	6
2.5 申告書統計の読み方	6
2.6 6 品目を 5 欄へ——とりまとめの実績分析	6
3. 実務知識問題に登場する HS 類	8
3.1 出現回数ランキング(2 問以上)	8
3.2 知識問題統計の読み方	9
4. 条文別の出題傾向	9
4.1 通関業法	9
4.2 関税法・関税定率法ほか(第 2 科目)	11
4.3 通関実務	14
5. 論点別の出題頻度	15
5.1 通関業法(全 120 問)	15
5.2 関税法等(全 180 問)	16
5.3 通関実務(全 102 問)	17
6. 統計から導く学習戦略	18
6.1 科目別の攻め方	18
6.2 HS 分類は「よく出るゾーン」から	18
6.3 本統計の限界と注記	18
6.4 当サイト教材との対応	18
7. 付録 1:頻出条文の原文(ベスト 5 引用)	19
7.1 通関業法(6 条文)	19
7.2 関税法(4 条文)	21
7.3 関税定率法(2 条文)	22
7.4 関税暫定措置法(1 条文)・関税法第 68 条	24
8. 付録 2:頻出条文の原文(毎回出題引用)	25
8.1 通関業法(16 条文)	25
8.2 関税法(10 条文)	35
8.3 関税定率法(1 条文)	43
8.4 関税暫定措置法(1 条文)	45
8.5 外国為替及び外国貿易法(2 条文)	46



通関士試験 過去問統計(第 54 回～第 59 回)

第 54 回(2020 年)から第 59 回(2025 年)までの通関士試験 6 回分・全 402 問を、税関公式の問題・正答 PDF から 1 問ずつ集計した出題頻度統計です。申告書作成問題に登場した HS 類のランキング、法令・条文別の出題傾向、論点別の出題頻度を通じて、「何から順に勉強すべきか」を数字で確かめられます。

1. 集計の対象と数え方

1.1 対象試験と出典

第 54 回(2020 年)～第 59 回(2025 年)の 6 回分を対象とし、税関公式サイトで公表されている試験問題 PDF と「各試験科目における配点及び正答」PDF を一次資料として全問を分類しました。6 回とも試験の構成は同一で、1 回あたり 67 問です。

科目	語句選択式	複数選択式	択一式	申告書	計算式	計
通関業法	5	5	10	—	—	20 問
関税法等	5	10	15	—	—	30 問
通関実務	—	5	5	2	5	17 問
計(1 回あたり)	10	20	30	2	5	67 問

6 回分の合計 402 問がこの統計の母集団です。公式の過去問 PDF の所在は次のとおりです(第 54～56 回は各年度ページの「試験問題について」から辿れます)。

回(実施年)	年度ページ
第 54 回(2020)	https://www.customs.go.jp/tsukanshi/54_shiken.htm
第 55 回(2021)	https://www.customs.go.jp/tsukanshi/55_shiken.htm
第 56 回(2022)	https://www.customs.go.jp/tsukanshi/56_shiken.htm
第 57 回(2023)	https://www.customs.go.jp/tsukanshi/57_shiken.htm
第 58 回(2024)	https://www.customs.go.jp/tsukanshi/58_shiken.htm
第 59 回(2025)	https://www.customs.go.jp/tsukanshi/59_shiken.htm

1.2 「1 回の出題」の数え方

出題頻度の統計は、**何を 1 と数えるかを問題カテゴリごとに固定**しないと意味を持ちません。同じ「第 22 類が出た」でも、申告書作成問題で仕入書の品目として分類させるのと、択一式の知識問題の選択肢に登場するのでは、要求される勉強がまったく違うからです。本統計では次のとおり数えます。

統計	数える単位	補足
申告書作成問題の HS 類(§ 2)	仕入書の品目 1 つ=1	正答となった申告欄の品目に加え、少額合算で欄に立たなかった品目も、分類判断が必要だった以上 1 と数える
実務知識問題の HS 類(§ 3)	問×類=1	申告書以外の実務問題で、正誤判断に実質的に関わった類を 1 問につき各 1 回数える。単なる例示は数えない



条文別出題傾向(§ 4)	問×条文=1	1問が複数の条文を主たる根拠とする場合は各条文に1を計上する(同一問内の重複は1回)。条は「第○条」「第○条の○」の粒度で、項・号は区別しない
論点別出題頻度(§ 5)	問=1	1問につき最も主要な論点1つに分類する

条文と論点の対応付けは、各問の問題文・正答を照合したうえでの当プロジェクトによる分析です(§ 6.3の注記参照)。申告書作成問題の品目番号は、正答PDFの選択肢番号を問題PDFの選択肢一覧と突き合わせて解決し、申告価格の検算で整合を確認しています。

2. 申告書作成問題の HS 類ランキング

通関実務の申告書作成問題(輸出第1問・輸入第2問)は、対象とした6回では毎回6品目の仕入書を分類させる形式です。6回分の題材と、登場した類の全ランキングを示します。

2.1 6回分の題材一覧

回(年)	輸出申告(第1問)	主な類	輸入申告(第2問)	主な類
第54回(2020)	プラスチック製品等	39・91・96	雑貨(キャンプ用品等)	39・42・63・85・94
第55回(2021)	文房具等	32・42・48・83・90・96	米国産食料品・飲料	17・19・20・21・22
第56回(2022)	機械等	84・85・88・90	食器等	39・63・74・82・94
第57回(2023)	衣類	61・62	米国産食材	02・03・05・07・08
第58回(2024)	楽器等	42・92・94・95・97	中国産スポーツ用品	39・42・64・95
第59回(2025)	飲料	20・22	中国産竹製品等	44・46・70・96

輸出と輸入で題材の作り方が異なる点に注意してください。**輸出申告には「1～2類の中の細かい境界」**(57回=衣類の61類/62類、59回=飲料の20類/22類)を突く年と、雑多な品目を広く並べる年があります。一方、**輸入申告は6回とも「一つのテーマの周辺で3～5類をまたぐ」**構成です。

2.2 輸出申告に登場した品目の類(全19類)

順位	類	類の内容	品目数	出題回	出題された品目の例
1	第22類	飲料・アルコール・食酢	4	第59回	麦芽製ビールテイスト飲料、スパークリングウォーター(レモン香味付け炭酸水)、レモネード、コーヒー飲料(無糖)
1	第62類	衣類(織物製等)	4	第57回	男女兼用アノラック、女子用ショール、女子用防水アノラック、男子用シャツ
3	第39類	プラスチック製品	3	第54回	プラスチック製タオルフック、プラスチックシート製カーテン、プラスチックシート製手袋
3	第85類	電気機器	3	第56回	ガラス製光ファイバーケーブル(個々に被覆したファイ)



					バーから成るもの)、LED 光源(キャップ付き LED ランプ)、GPS 受信機
3	第 96 類	雑品	3	第 54 回・第 55 回	デジタルカメラ用プラスチック製三脚、プラスチック製くし、万年筆と油性ボールペンのセット
6	第 20 類	野菜・果実の調製品	2	第 59 回	ノンアルコールワイン、りんご・にんじん混合フレッシュジュース
6	第 42 類	革製品・バッグ類	2	第 55 回・第 58 回	革製ペンケース、バイオリンケース
6	第 61 類	衣類(メリヤス編み・クロセ編み)	2	第 57 回	ネクタイ、男子用無地 T シャツ
6	第 90 類	光学機器・精密機器	2	第 55 回・第 56 回	プラスチック製浮出し地球儀、光学的に研磨したガラス鏡(取り付けてないもの)
6	第 92 類	楽器	2	第 58 回	グランドピアノ、バイオリンスターターキット(バイオリン・ケース・弓・ロジンのセット、重要な特性はバイオリン)
11	第 32 類	染料・インキ等	1	第 55 回	万年筆用インクカートリッジ(黒)
11	第 48 類	紙・紙製品	1	第 55 回	紙製ノートブック
11	第 83 類	各種の卑金属製品	1	第 55 回	鉄製ブックエンド
11	第 84 類	機械類(原子炉・ボイラー等)	1	第 56 回	3D プリンティング用機械(ゴム堆積式)
11	第 88 類	航空機	1	第 56 回	無人ヘリコプター
11	第 91 類	時計	1	第 54 回	プラスチック製腕時計ケース
11	第 94 類	家具・寝具・照明器具	1	第 58 回	譜面台(スチール製・三脚ベース・床置き用)
11	第 95 類	がん具・遊戯用具・運動用具	1	第 58 回	玩具のグランドピアノ(無償)
11	第 97 類	美術品・骨とう	1	第 58 回	バイオリン

2.3 輸入申告に登場した品目の類(全 23 類)

順位	類	類の内容	品目数	出題回	出題された品目の例
1	第 39 類	プラスチック製品	4	第 54 回・第 56 回・第 58 回	プラスチック製フォーク、プラスチック製ハンドル(鉄鋼製ドアへの恒



					久的取付け用)、プラスチック製家具用ちょうつがい、ヨガマット
2	第 63 類	紡織用繊維のその他の製品	3	第 54 回・第 56 回	ポリエステル製空気マットレス、ポリエステル製テント、中古の革製帽子(毛皮付き・サック入り提示)
3	第 08 類	食用の果実・ナット	2	第 57 回	フリーズドライラズベリー(ホール・砂糖無添加)、冷凍ブルーベリー(砂糖無添加)
3	第 22 類	飲料・アルコール・食酢	2	第 55 回	麦芽製ビール、レモネード(ノンアルコール)
3	第 42 類	革製品・バッグ類	2	第 54 回・第 58 回	紡織用繊維製リュックサック、野球用グローブ
3	第 44 類	木材・木製品	2	第 59 回	竹製スプーン、竹製ほうきの柄
3	第 46 類	組物・かご細工物	2	第 59 回	籐(ラタン)組物製ハンドバッグ、竹組物製フルーツバスケット
3	第 64 類	履物	2	第 58 回	野球靴用金属スパイク(履物の部分品)、スノーボードブーツ
3	第 94 類	家具・寝具・照明器具	2	第 54 回・第 56 回	ポリエステル製寝袋、羽毛・ダウン詰め枕
3	第 95 類	がん具・遊戯用具・運動用具	2	第 58 回	スケート靴、野球ボール
11	第 02 類	肉・食用くず肉	1	第 57 回	冷凍フォアグラ
11	第 03 類	魚・甲殻類等	1	第 57 回	冷凍ムール貝
11	第 05 類	動物性生産品(その他)	1	第 57 回	冷凍ソーセージケーシング
11	第 07 類	食用の野菜等	1	第 57 回	冷凍黒トリュフ
11	第 17 類	糖類・砂糖菓子	1	第 55 回	チューインガム
11	第 19 類	穀物・穀粉の調製品	1	第 55 回	クッキー(砂糖・ココア入り)
11	第 20 類	野菜・果実の調製品	1	第 55 回	トマトジュース
11	第 21 類	各種の調製食料品	1	第 55 回	アイスクリーム
11	第 70 類	ガラス・ガラス製品	1	第 59 回	竹梓鏡
11	第 74 類	銅・銅製品	1	第 56 回	銅製バターディッシュ(貴金属めっきなし)



11	第 82 類	卑金属製の工具・刃物・スプーン	1	第 56 回	ステンレス鋼製ナイフ・フォーク・スプーンのセット
11	第 85 類	電気機器	1	第 54 回	携帯用 LED ランプ(自己電池式)
11	第 96 類	雑品	1	第 59 回	やし繊維結束製キッチンブラシ

2.4 項(4 桁)レベルで複数回登場したもの

類より細かい項のレベルで 2 回以上登場したのは次の 9 項だけです。同じ項が繰り返し出るといふより、「**頻出の類の中で毎回別の項を突いてくる**」のが実態です。

項	品目数	出題回	申告の別
22.02	5	第 55 回・第 59 回	輸入・輸出
20.09	3	第 55 回・第 59 回	輸入・輸出
39.24	3	第 54 回	輸入・輸出
42.02	3	第 54 回・第 55 回・第 58 回	輸入・輸出
39.26	2	第 54 回・第 56 回	輸入・輸出
46.02	2	第 59 回	輸入
63.06	2	第 54 回	輸入
94.04	2	第 54 回・第 56 回	輸入
95.06	2	第 58 回	輸入

2.5 申告書統計の読み方

- ・ **最頻出は身の回り品ゾーン**。輸入では第 39 類(プラスチック製品)が 4 品目・3 回で最多、第 63 類(繊維用繊維のその他の製品)が 3 品目で続き、第 42・64・94・95 類などが各 2 品目です。高価な機械や化学品より、日常生活で使う製品が多く題材になっています。
- ・ **食品・飲料は 2 年に 1 度のペース**。55 回の輸入(米国産食料品・飲料)、57 回の輸入(米国産食材)、59 回の輸出(飲料)と、1～24 類の食品ゾーンが隔回で登場しています。ただし 6 回分の観察であり、今後の周期を保証するものではありません。
- ・ **輸出の「1 類集中」年に注意**。57 回の衣類(61/62 類)、59 回の飲料(20/22 類)のように、輸出申告は一つの分野の内部区分(編物か織物か、ジュースか調製飲料か)だけで 5 欄を作る年があります。この型は類の暗記では対応できず、部注・類注の読み込みが必要です。
- ・ **少額品の申告欄処理は輸出・輸入の全 12 問で出題**。複数品目の合算だけでなく、単独少額欄も含みます。特に輸入では、有税/無税の分別、合算時の代表番号、10 桁目 X/E の選択が問われるため、各年度の設問指示に従って処理できるようにしておく必要があります。詳細は § 2.6 で分析します。

2.6 6 品目を 5 欄へ——とりまとめの実績分析

申告書作成問題は 6 回とも仕入書 6 品目・申告欄 5 欄です。**必ずどこか 1 欄が 2 品目以上を抱える**ため、どの規則でまとめたかが毎回問われます。正答の 10 桁目(x=異なる番号を合算した欄、E=一欄一品目で少額の欄)から、12 問すべてを判定しました。

回	別	(a)～(e)の品目番号	まとめ方
第 54 回	輸出	3924.90-0000 / 9620.00-0003 / 9615.11-0002 / 3926.20-0003 / 9111.80-0000E	同一番号



第 54 回	輸入	6306.40-9001 / 9404.30-0006 / 8513.10-0002 / 3924.10-0003 / 4202.92-000X	少額合算
第 55 回	輸出	9023.00-0000 / 9608.50-0005 / 3215.90-0004 / 8304.00-0003 / 4202.91-000X	少額合算
第 55 回	輸入	1704.10-0005 / 1905.90-3123 / 2202.91-2003 / 2009.50-2003 / 2105.00-191X	少額合算
第 56 回	輸出	8485.20-0006 / 8544.70-1001 / 9001.90-0003 / 8806.24-0004 / 8539.52-000X	少額合算
第 56 回	輸入	7418.10-0001 / 6309.00-0003 / 9404.90-0002 / 3925.90-0005 / 8215.20-000X	少額合算
第 57 回	輸出	6117.80-0006 / 6202.40-0002 / 6214.20-0005 / 6210.30-000X / 6109.10-9005	少額合算
第 57 回	輸入	0710.80-0904 / 0307.32-0005 / 0207.55-1002 / 0504.00-011E / 0813.40-010X	少額合算
第 58 回	輸出	9706.90-0000 / 9201.20-0002 / 9403.20-1006 / 9503.00-000X / 9202.10-0003	少額合算
第 58 回	輸入	6406.90-2902 / 6404.11-0005 / 9506.70-0000 / 4203.21-210X / 3921.12-0000	少額合算
第 59 回	輸出	2009.61-0002 / 2203.00-0004 / 2009.90-0001 / 2202.10-0003 / 2202.99-090E	同一番号
第 59 回	輸入	4602.12-0003 / 4419.19-0005 / 4602.11-9001 / 4417.00-020X / 7009.92-000E	少額合算

まとめ方	問数	割合
少額合算(価格でまとめる。10 桁目 x)	10	83%
同一番号のとりまとめ(品目でまとめる)	2	17%

- ・ **輸入は 6 回とも x が立っています**(6/6)。少額合算は輸入申告の必出処理です。輸出は 4/6 で、x が無かったのは第 54 回(タオルフックとカーテンがともに 3924.90)と第 59 回(炭酸水とレモネードがともに 2202.10)の 2 回だけです。
- ・ **単独少額欄 E は 12 問中 4 問**(54 回輸出・57 回輸入・59 回輸出・59 回輸入)。第 57 回輸入と第 59 回輸入は x と E が同一問に共存し、「合算するのか、単独のままか」の打ち分けを正面から問うています。
- ・ なお「同一番号」と判定した 2 問は推論を含みます。6 品目が 5 欄に収まる以上どこか 1 欄は 2 品目を抱えており、そこに x が無い以上、同一番号のとりまとめ以外にありえない、という導き方です。

有税/無税の分別は輸入で 6 回連続、ただし「同時発生」は未出

輸入申告(第 2 問)の設問指示は、6 回とも次の一文を含みます。輸出申告(第 1 問)には 6 回とも登場しません。関税がかからない輸出では有税・無税の区別が存在しないため、**有税/無税の分別は輸入申告に固有の処理**です。

品目番号ごとの申告価格が 20 万円以下であるもの(略)がある場合には、その品目番号が異なるものであっても、これらを関税が**有税である品目と無税である品目に分けて**、それぞれを一括して一欄にとりまとめる。

代表番号の選び方は有税と無税で異なり、ここが最大の失点源です。

区分	代表番号の選定基準	10 桁目
有税の品目	とりまとめる前のうち 関税率が最も高いもの	X
無税の品目	とりまとめる前のうち 申告価格が最も大きいもの	X

有税側だけが「税率」基準で、価格ではありません。さらに、この有税側の但し書きは第 56 回で追加されています。

回	有税側の但し書き
第 54・55 回	「関税率が最も高いもの」のみ
第 56 回以降	「関税率が最も高いもの (同一の関税率が適用される場合は申告価格が最も大きいもの) 」

税率が並んだときのタイブレークが明文化され、第 56 回以降の 4 回で定着しています。第 54・55 回だけで練習するとこの分岐を知らないまま本番に入ることになります。また第 59 回は記 2 から「(上記 1 によりとりまとめたものを含む。)」が落ちており、**毎年「記」を読み直す必要がある**ことの実例になっています。



未出パターン: 指示は6回とも置かれているにもかかわらず、**有税の合算欄と無税の合算欄が同じ問題で同時に立った実績はありません**。6回とも少額貨物が有税側か無税側の一方に寄っており、xは常に1欄です。指示文が一貫して用意されている以上、出題側はいつでもこの形を投げられる状態にあります。少額だけで2欄を消費し、残り3欄に高額品を並べる枠配分は、過去問の演習だけでは経験できません。この未出パターンはケースで身につく通関実務 論点 3J で補っています。

3. 実務知識問題に登場する HS 類

申告書以外の実務問題(所属の択一・複数選択、通則、計算の題材)で正誤判断に関わった類の出現回数です。数える単位は問×類なので、§2の品目数とは直接比較できません。

3.1 出現回数ランキング(2 問以上)

順位	類	類の内容	出現問数	出題回
1	第 85 類	電気機器	7	第 54 回・第 55 回・第 56 回・第 59 回
2	第 84 類	機械類(原子炉・ボイラー等)	5	第 54 回・第 56 回・第 58 回・第 59 回
3	第 10 類	穀物	4	第 55 回・第 57 回・第 58 回・第 59 回
3	第 30 類	医療用品	4	第 55 回・第 56 回・第 58 回
3	第 62 類	衣類(織物製等)	4	第 55 回・第 56 回・第 59 回
3	第 63 類	紡織用繊維のその他の製品	4	第 55 回・第 56 回・第 57 回・第 59 回
7	第 07 類	食用の野菜等	3	第 57 回・第 58 回・第 59 回
7	第 15 類	動植物性油脂	3	第 54 回・第 56 回・第 59 回
7	第 28 類	無機化学品	3	第 54 回・第 57 回
7	第 44 類	木材・木製品	3	第 54 回・第 57 回・第 59 回
7	第 71 類	貴金属・真珠・宝石	3	第 54 回・第 55 回・第 57 回
7	第 96 類	雑品	3	第 54 回・第 56 回・第 57 回
13	第 02 類	肉・食用くず肉	2	第 56 回・第 58 回
13	第 08 類	食用の果実・ナット	2	第 54 回・第 57 回
13	第 12 類	採油用の種・果実等	2	第 54 回・第 57 回
13	第 16 類	肉・魚の調製品	2	第 54 回・第 58 回
13	第 18 類	ココア・チョコレート	2	第 58 回・第 59 回
13	第 20 類	野菜・果実の調製品	2	第 54 回・第 57 回
13	第 21 類	各種の調製食料品	2	第 57 回・第 58 回
13	第 22 類	飲料・アルコール・食酢	2	第 54 回・第 57 回
13	第 33 類	精油・化粧品類	2	第 57 回・第 59 回
13	第 34 類	せっけん・ワックス等	2	第 54 回・第 57 回
13	第 48 類	紙・紙製品	2	第 56 回・第 59 回
13	第 51 類	羊毛・獣毛	2	第 55 回・第 56 回
13	第 52 類	綿・綿織物	2	第 54 回・第 56 回
13	第 60 類	メリヤス編物・クロセ編物	2	第 54 回・第 56 回
13	第 61 類	衣類(メリヤス編み・クロセ編み)	2	第 54 回・第 56 回



13	第 92 類	楽器	2	第 55 回・第 56 回
13	第 94 類	家具・寝具・照明器具	2	第 55 回・第 59 回
13	第 95 類	がん具・遊戯用具・運動用具	2	第 54 回・第 55 回

このほか、次の 32 類が 1 問だけ登場しています: 第 03 類、第 04 類、第 05 類、第 09 類、第 11 類、第 14 類、第 17 類、第 25 類、第 27 類、第 29 類、第 35 類、第 36 類、第 38 類、第 40 類、第 43 類、第 49 類、第 50 類、第 54 類、第 55 類、第 56 類、第 65 類、第 68 類、第 70 類、第 72 類、第 80 類、第 81 類、第 82 類、第 83 類、第 87 類、第 88 類、第 90 類、第 93 類。

3.2 知識問題統計の読み方

- ・ **第 84 類・第 85 類は知識問題の主力**。申告書では登場年が限られる機械類・電気機器が、知識問題では第 1 位・第 2 位です。所属を選ばせる択一式・複数選択式では、84/85 類を含む分類判断が繰り返し問われています。
- ・ **食品(1～24 類)と繊維(50～63 類)は両方の出題形式に登場**。申告書でも知識問題でも問われる二大ゾーンで、どちらかだけの対策では取りこぼします。
- ・ **6 年間で申告書・知識問題を合わせ 71 の類が登場済み**。ただし出現回数は大きく偏っており、上位の類(85・84・10・30・62・63 類など)から順に固めるのが効率的です。

4. 条文別の出題傾向

各問の主たる根拠条文を法令・条文単位で集計しました。表は 2 問以上で出題された条文で、「6 回中」はその条文が登場した試験回数です。原文を収録している条文は、条文名から § 7(付録 1)または § 8(付録 2)へ移動できます。

「法令・条文」のリンク先では条文原文を確認できます。6 回すべてに出題された条文は § 8(付録 2)へリンクし、その条文を根拠として集計した過去問の一覧(回・科目・問番号・論点と、税関ウェブサイトの試験問題 PDF・正答 PDF への外部リンク)も掲載しています。「予想問題」の列は、当サイトの予想問題 124 問のうち同じ条文を扱っている問へのリンクです(「一」は該当なし)。

4.1 通関業法

法令・条文	予想問題	出題問数	6 回中	主な出題文脈
通関業法第 2 条	問 2、問 6、問 8、問 27	13	6 回	通関業務と関連業務の区別、目的・定義
通関業法第 22 条	問 7、問 16、問 23、問 31	13	6 回	記帳・届出・報告、複数論点の横断問題
通関業法第 31 条	問 17、問 24	11	6 回	通関士の資格・確認・資格喪失
通関業法第 35 条	問 5、問 21、問 32	11	6 回	監督処分・懲戒処分、通関士の資格・確認・資格喪失
通関業法第 7 条	問 6、問 7、問 27	10	6 回	通関業務と関連業務の区別
通関業法第 34 条	問 5、問 21、問 32	10	6 回	監督処分・懲戒処分
通関業法第 14 条	問 3、問 7、問 17、問 18、問 19、問 30	9	6 回	通関士の審査・記名、料金の揭示
通関業法第 19 条	問 21、問 22、問 31、問 34	9	6 回	秘密を守る義務・信用失墜行為の禁止、複数論点の横断問題



通関業法第 8 条	問 13、問 23、問 29	8	6 回	営業所の新設、通関業の許可・許可基準
通関業法第 10 条	問 14、問 15、問 17、問 33	8	6 回	許可の消滅・取消し、監督処分・懲戒処分
通関業法第 3 条	問 2、問 9、問 28、問 34	7	5 回	通関業の許可・許可基準、営業所の新設
通関業法第 12 条	問 16	7	6 回	変更等の届出、通関士の審査・記名
通関業法第 13 条	問 3、問 10、問 13、問 17、問 29	7	6 回	通関士の設置、複数論点の横断問題
通関業法第 18 条	問 16	7	5 回	秘密を守る義務・信用失墜行為の禁止、複数論点の横断問題
通関業法第 20 条	問 21、問 31、問 34	7	6 回	秘密を守る義務・信用失墜行為の禁止、複数論点の横断問題
通関業法第 33 条の 2	問 33	7	6 回	監督処分・懲戒処分、業務改善命令
通関業法第 5 条	問 10、問 13、問 29	6	5 回	通関業の許可・許可基準、営業所の新設
通関業法第 6 条	問 11、問 12、問 14、問 16、問 25、問 28	6	6 回	欠格事由
通関業法第 11 条	問 14、問 15	6	5 回	許可の消滅・取消し
通関業法第 32 条	問 25	6	6 回	通関士の資格・確認・資格喪失
通関業法第 11 条の 2	問 4、問 15	5	5 回	地位の承継
通関業法第 15 条	問 20、問 30	5	5 回	更正に関する意見の聴取・検査の通知
通関業法第 16 条	問 20、問 30	5	5 回	更正に関する意見の聴取・検査の通知
通関業法第 17 条	問 21、問 31、問 34	5	5 回	秘密を守る義務・信用失墜行為の禁止、複数論点の横断問題
通関業法第 33 条	問 21	4	3 回	秘密を守る義務・信用失墜行為の禁止
通関業法第 4 条	問 16	3	3 回	通関業の許可・許可基準
通関業法第 9 条	問 13、問 26	3	3 回	営業所の新設
通関業法第 29 条	—	3	3 回	通関士の資格・確認・資格喪失
通関業法第 41 条	問 22、問 34	3	3 回	罰則・両罰
通関業法第 1 条	問 1	2	2 回	目的・定義
通関業法第 36 条	問 33	2	2 回	監督処分・懲戒処分
通関業法第 45 条	問 34	2	2 回	罰則・両罰

このほか 1 問のみの出題として通関業法第 25 条、通関業法第 40 条、通関業法第 43 条、通関業法基本通達第 3 条関係、通関業法基本通達第 8 条関係、通関業法基本通達第 8 条、通関業法基本通達第 13 条関係、通関業法基本通達第 14 条、通関業法基本通達 34-6 があります。



通関業法は**全 20 問が本法約 35 条と関連通達の狭いプールから繰り返し出題**されます。二桁問数となったのは、第 2 条・第 22 条(各 13 問)、第 31 条・第 35 条(各 11 問)、第 7 条・第 34 条(各 10 問)です。次いで第 14 条・第 19 条(各 9 問)が続き、6 回すべてに登場した条文も 16 条あります。頻出条文を起点に、その周辺規定まで確認するのが効率的です。

4.2 関税法・関税定率法ほか(第 2 科目)

法令・条文	予想問題	出題問数	6 回中	主な出題文脈
関税法第 67 条	—	14	5 回	輸出通関、輸入通関
関税法第 67 条の 3	問 43、問 53、問 75	14	6 回	輸出通関、AEO(特例輸入者等)
関税定率法第 4 条	問 41、問 58、問 59、問 76、問 80、問 81、問 93、問 94、問 98、問 99、問 111、問 112、問 113、問 114	11	6 回	課税価格の決定の原則、課税価格の計算方法(例外的決定含む)
関税法第 7 条の 2	問 39、問 43、問 50、問 63、問 73、問 76、問 110	9	6 回	AEO(特例輸入者等)、輸入通関
関税定率法第 15 条	問 82	8	5 回	減免税・戻し税、納税義務者
関税法第 7 条の 14	問 38、問 48、問 72、問 107	8	6 回	修正申告・更正の請求、更正・決定
関税定率法第 17 条	問 82	7	4 回	減免税・戻し税、納税義務者
関税法第 7 条の 15	問 38、問 48、問 72、問 107	7	6 回	修正申告・更正の請求、更正・決定
関税法第 9 条の 2	問 101	7	5 回	納期限・法定納期限、関税の徴収・還付・還付加算金
関税法第 69 条の 11	問 65、問 89	7	6 回	輸出入してはならない貨物・知的財産、輸入通関
関税法第 73 条	問 54、問 76	7	6 回	輸入許可前引取り、輸入通関
外為法第 48 条	問 44、問 66、問 87	6	6 回	外為法(輸出入許可承認)
外為法第 52 条	問 44、問 66、問 87	6	6 回	外為法(輸出入許可承認)
関税暫定措置法第 8 条の 2	問 42、問 61	6	6 回	特惠関税
関税法第 6 条の 2	問 38、問 76、問 101	6	6 回	申告納税方式・賦課課税方式
関税法第 12 条	問 39、問 50、問 73、問 108、問 120	6	5 回	延滞税、納期限・法定納期限
関税法第 45 条	問 37、問 47、問 56、問 71、問 78	6	5 回	納税義務者、保税地域(総合保税地域含む)
関税法第 67 条の 2	問 53、問 54、問 75、問 76、問 77	6	3 回	輸入通関、輸出通関
関税法第 89 条	問 64	6	6 回	不服申立て
関税法第 91 条	問 64	6	6 回	不服申立て



関税定率法第 11 条	問 82	5	4 回	減免税・戻し税
関税定率法第 20 条	問 60、問 83	5	5 回	減免税・戻し税
関税法第 2 条	問 37、問 47、問 53、問 62、 問 75、問 77、問 100	5	5 回	用語の定義、輸入通関
関税法第 7 条の 16	問 38、問 49、問 72	5	5 回	修正申告・更正の請求、更 正・決定
関税法第 63 条	問 57、問 85	5	5 回	保税運送
関税法第 69 条の 12	—	5	4 回	輸出入してはならない貨 物・知的財産、輸入通関
関税定率法第 14 条	問 60、問 82、問 102	4	3 回	減免税・戻し税
関税法第 4 条	問 35、問 45、問 69	4	4 回	課税物件の確定時期
関税法第 9 条	問 48、問 101	4	4 回	納期限・法定納期限
関税法第 65 条	問 37、問 45、問 47、問 57、 問 71、問 85	4	4 回	保税運送、納税義務者
関税法第 69 条の 2	問 65、問 89	4	4 回	輸出入してはならない貨 物・知的財産
関税法第 69 条の 4	—	4	4 回	輸出入してはならない貨 物・知的財産
関税法第 71 条	—	4	3 回	輸入通関
関税法第 93 条	問 64	4	4 回	不服申立て
関税法第 94 条	—	4	3 回	輸出通関、複数論点の横断 問題
関税法第 110 条	—	4	4 回	罰則・両罰
関税法第 111 条	—	4	4 回	罰則・両罰
関税法第 118 条	—	4	4 回	罰則・両罰、納税義務者
関税定率法第 4 条の 6	—	3	3 回	課税価格の計算方法(例外的 決定含む)
関税定率法第 7 条	問 67、問 86	3	3 回	特殊関税(不当廉売・相殺・ 緊急等)
関税定率法第 8 条	問 67、問 86	3	3 回	特殊関税(不当廉売・相殺・ 緊急等)
関税定率法第 14 条の 3	—	3	3 回	減免税・戻し税
関税法第 2 条の 3	—	3	3 回	納期限・法定納期限、輸入通 関
関税法第 12 条の 2	問 49、問 51、問 74、問 108、 問 118	3	3 回	過少申告加算税・無申告加 算税・重加算税
関税法第 14 条の 2	—	3	3 回	関税の徴収・還付・還付加算 金
関税法第 30 条	問 55	3	3 回	保税地域(総合保税地域含 む)



関税法第 34 条の 2	—	3	3 回	保税地域(総合保税地域含む)
関税法第 43 条の 2	問 40、問 56、問 78、問 109	3	3 回	保税蔵置場・保税工場、保税地域(総合保税地域含む)
関税法第 62 条の 6	—	3	3 回	納税義務者、関税の徴収・還付・還付加算金
関税法第 64 条	—	3	3 回	保税運送
関税法第 68 条	—	3	2 回	輸入通関
関税法第 69 条の 3	—	3	3 回	輸出入してはならない貨物・知的財産
関税法第 69 条の 13	—	3	3 回	輸出入してはならない貨物・知的財産
関税法第 69 条の 16	—	3	3 回	輸出入してはならない貨物・知的財産
関税法第 76 条	問 53、問 71、問 76、問 100	3	3 回	輸入通関、輸入許可前引取り
関税法第 77 条	問 71	3	2 回	納期限・法定納期限、輸入許可前引取り
関税法第 95 条	問 68	3	2 回	輸入通関、輸出通関
関税率表 通則 1	—	3	3 回	関税率表の所属・通則
関税率表 通則 3	—	3	3 回	関税率表の所属・通則
外為法第 53 条	—	2	1 回	外為法(輸出入許可承認)
関税定率法第 4 条の 2	問 81、問 98	2	2 回	課税価格の計算方法(例外的決定含む)
関税定率法第 4 条の 3	問 81、問 98	2	2 回	課税価格の計算方法(例外的決定含む)
関税定率法第 10 条	問 82	2	2 回	減免税・戻し税
関税定率法第 19 条の 3	—	2	2 回	減免税・戻し税
関税法第 5 条	問 36、問 46、問 70	2	2 回	適用法令の日
関税法第 7 条の 8	問 63	2	2 回	AEO(特例輸入者等)
関税法第 8 条	—	2	2 回	修正申告・更正の請求、申告納税方式・賦課課税方式
関税法第 11 条	—	2	2 回	関税の徴収・還付・還付加算金、納税義務者
関税法第 12 条の 3	問 52、問 74、問 119	2	2 回	過少申告加算税・無申告加算税・重加算税
関税法第 12 条の 4	問 51、問 52、問 74	2	2 回	過少申告加算税・無申告加算税・重加算税
関税法第 13 条	問 68	2	2 回	用語の定義、関税の徴収・還付・還付加算金



関税法第 32 条	問 109	2	2 回	輸入通関、保税地域(総合保税地域含む)
関税法第 37 条	問 40、問 55、問 78、問 79	2	2 回	保税地域(総合保税地域含む)
関税法第 66 条	—	2	2 回	保税運送
関税法第 70 条	問 44、問 66、問 75、問 87	2	2 回	輸入通関、輸入許可前引取り
関税法第 75 条	—	2	2 回	輸出通関
関税法第 112 条	—	2	2 回	罰則・両罰
関税法第 117 条	—	2	2 回	罰則・両罰
関税率表 通則 5	—	2	2 回	関税率表の所属・通則
関税率表 通則 4	—	2	2 回	関税率表の所属・通則

このほか1問のみの出題が43条文あります(保税関係の関税法第42～48条・第59条、NACCS法第2～4条、ATA条約など)。

上位の顔ぶれは安定しています。**関税法第 67 条(輸出入の許可)と第 67 条の 3(輸出申告の特例)が各 14 問で最多**です。第 67 条の 3 は 6 回すべて、第 67 条は 5 回に登場しており、輸出入通関の中心条文であることが分かります。**関税定率法第 4 条(課税価格の決定の原則)**、修正申告・更正の請求(第 7 条の 14～16)、AEO(第 7 条の 2 ほか)、知的財産侵害物品(第 69 条の 11～13)、不服申立て(第 89・91・93 条)、減免税(定率法第 11～20 条)が続く骨格です。

4.3 通関実務

法令・条文	予想問題	出題問数	6 回中	主な出題文脈
関税法第 67 条	—	20	6 回	申告書作成(輸出)、申告書作成(輸入)
関税定率法第 4 条	問 41、問 58、問 59、問 76、問 80、問 81、問 93、問 94、問 98、問 99、問 111、問 112、問 113、問 114	18	6 回	課税価格の計算、申告書作成(輸入)
関税法第 7 条	—	7	5 回	輸入通関手続、関税の確定・納付
関税法第 68 条	—	5	4 回	EPA・原産地手続、輸入通関手続
関税暫定措置法第 12 条の 4	—	4	2 回	EPA・原産地手続
輸徴法第 4 条	—	3	3 回	関税額・修正申告税額の計算
関税定率法第 4 条の 2	問 81、問 98	3	3 回	課税価格の計算
関税定率法第 4 条の 3	問 81、問 98	3	3 回	課税価格の計算
関税法第 6 条の 2	問 38、問 76、問 101	3	3 回	関税の確定・納付
関税法第 7 条の 14	問 38、問 48、問 72、問 107	3	3 回	関税額・修正申告税額の計算、関税の確定・納付



関税法第7条の16	問38、問49、問72	3	3回	関税額・修正申告税額の計算、関税の確定・納付
関税暫定措置法第8条の2	問42、問61	2	2回	EPA・原産地手続
関税法第5条	問36、問46、問70	2	2回	関税額・修正申告税額の計算
関税法第12条	問39、問50、問73、問108、問120	2	1回	関税の確定・納付、関税額・修正申告税額の計算
関税法第12条の2	問49、問51、問74、問108、問118	2	2回	加算税の計算
関税法第73条	問54、問76	2	2回	関税額・修正申告税額の計算、輸入通関手続

このほか1問のみの出題として条約(日アセアン包括的経済連携協定)附属書4、条約(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)第3章、関税定率法第3条の3、関税定率法第17条、関税暫定措置法第8条の4、関税法第4条、関税法第7条の2、関税法第9条、関税法第9条の2、関税法第9条の3、関税法第9条の4、関税法第13条、関税法第13条の2、関税法第69条の3、関税法第75条、関税法第95条、関税法基本通達第7条、関税法基本通達第67条、関税率表 通則1、関税率表 通則6があります。

実務は条文の分散が小さく、**実務102問のうち関税法第67条が20問、関税定率法第4条が18問の根拠**になっています。両条が同じ問に付く5問を除くと、いずれかが関わるのは33問(32%)です。EPA関係では、暫定措置法第8条の2が54・57回の計2問だったのに対し、**暫定措置法第12条の4(締約国原産地証明書等)は58・59回の計4問**に付いており、直近2回は同条を根拠とする出題が続いています。

5. 論点別の出題頻度

当サイトの教材・予想問題で使っている論点区分(我々基準)で、全402問を1問1論点に分類した結果です。「◎」は6回すべてで出題された皆勤論点を示します。論点名の冒頭にある番号は教材『ケースで身につく通関実務』の論点番号(部+英字)で、番号から該当ユニットへ移動できます(範囲表示は部の論点INDEXへ)。「予想問題」の列から、同じ論点を扱う予想問題へ移動できます。

5.1 通関業法(全120問)

論点	予想問題	問数(6回計)	出題回数
7M 記帳・届出・報告	問23、問31	12	6回 ◎
7N 通関士の資格・確認・資格喪失	問24、問25	12	6回 ◎
7O 監督処分・懲戒処分	問5、問32	11	6回 ◎
7B 通関業務と関連業務の区別	問2、問6、問7、問8、問27	11	6回 ◎
7F 許可の消滅・取消し	問14、問15	7	6回 ◎
7J 通関士の審査・記名	問3、問18、問19、問30	7	6回 ◎
7H 変更等の届出	問16	6	6回 ◎
7D 欠格事由	問11、問12、問28	6	6回 ◎
7L 秘密を守る義務・信用失墜行為の禁止	問21、問22、問31	6	5回
7Q 罰則・両罰	問34	6	6回 ◎
7I 通関士の設置	問3、問17、問29	6	6回 ◎



7C 通関業の許可・許可基準	問 2、問 9、問 10、問 28	6	6 回 ◎
7E 営業所の新設	問 13、問 29	5	5 回
7G 地位の承継	問 4	5	5 回
7K 更正に関する意見の聴取・検査の通知	問 20、問 30	5	5 回
複数論点の横断問題・その他	問 21、問 31	4	3 回
7P 業務改善命令	問 33	2	2 回
7A 目的・定義	問 1、問 2、問 8	2	2 回
7L 料金の揭示	問 21、問 31	1	1 回

6回皆勤の論点が11あり、この11論点だけで6回計90問(業法全体の75%)を占めます。記帳・届出・報告、通関士の資格関係、監督処分・懲戒処分、通関業務と関連業務の区別の4論点だけで6回計46問(業法全体の38%)に達します。業務改善命令(第33条の2)は第58・59回に連続して独立論点となりましたが、既存論点(監督処分)の隣接領域です。

5.2 関税法等(全 180 問)

17論点が6回皆勤という、科目全体が固定骨格の出題です。輸入通関・輸出通関(計27問)、減免税・戻し税(12問)、外為法(12問)、輸出入してはならない貨物(10問)が上位で、課税価格関係は「決定の原則」と「計算方法」で毎回きっちり2問出しています。

論点	予想問題	問数(6回計)	出題回数
6L 輸入通関	問 54、問 76、問 77	15	6 回 ◎
6X 外為法(輸出入許可承認)	問 44、問 66、問 87	12	6 回 ◎
6Q 減免税・戻し税	問 60、問 82、問 83、問 102	12	6 回 ◎
6K 輸出通関	問 53、問 75、問 100	12	6 回 ◎
6U 輸出入してはならない貨物・知的財産	問 65、問 89	10	6 回 ◎
6T AEO(特例輸入者等)	問 43、問 63、問 110	6	6 回 ◎
6V 不服申立て	問 64	6	6 回 ◎
6R 特恵関税	問 42、問 61、問 84	6	6 回 ◎
6S 特殊関税(不当廉売・相殺・緊急等)	問 67、問 86	6	6 回 ◎
6E 申告納税方式・賦課課税方式	問 38	6	6 回 ◎
6G 納期限・法定納期限	問 39、問 50	6	6 回 ◎
6D 納税義務者	問 37、問 47、問 71	6	6 回 ◎
6W 罰則・両罰	—	6	6 回 ◎
第1部 全体(1A～1O) 課税価格の決定の原則	問 41、問 58、問 59、問 80、問 98、問 99、問 111、問 112、問 113、問 114	6	6 回 ◎
1N 課税価格の計算方法(例外的決定含む)	問 81、問 98	6	6 回 ◎
6M 輸入許可前引取り	問 76	6	6 回 ◎
5A・5B 関税率表の所属・通則	問 95、問 96、問 103、問 104、問 105、問 106	6	6 回 ◎



6Y NACCS・電子手続	問 88	5	5 回
6N 保税地域(総合保税地域含む)	問 40、問 55、問 78、問 79、問 109	5	5 回
6P 保税運送	問 57、問 85	5	5 回
6F 修正申告・更正の請求	問 38、問 48、問 72、問 107	5	5 回
6A 用語の定義	問 62	4	4 回
6B 課税物件の確定時期	問 35、問 45、問 69	4	4 回
6J 関税の徴収・還付・還付加算金	問 68、問 101	4	4 回
6O 保税蔵置場・保税工場	問 56、問 78、問 79、問 109	3	3 回
6H 延滞税	問 39、問 50、問 73、問 108、問 120	3	3 回
6I 過少申告加算税・無申告加算税・重加算税	問 51、問 52、問 74、問 108、問 118、問 119	3	3 回
6C 適用法令の日	問 36、問 46、問 70	2	2 回
6J 担保	問 76	1	1 回
6F 更正・決定	問 49、問 72、問 107	1	1 回
6Z 条約・国際機関	問 90	1	1 回
複数論点の横断問題・その他	—	1	1 回

保税関係は「保税地域」「保税蔵置場・保税工場」「保税運送」に分ければ各回 1～2 問ですが、合算すると毎回 2～3 問の常連です。加算税(54・58・59 回)と延滞税(55・56・58 回)は、どちらかが独立問として出る年が大半です(58 回は両方、57 回はいずれも独立問なし。59 回は実務の計算とも連動)。

5.3 通関実務(全 102 問)

論点	予想問題	問数(6 回計)	出題回数
5C・5D EPA・原産地手続	問 93、問 97、問 117	19	6 回 ◎
第 1 部 全体(1A～1O) 課税価格の計算	問 93、問 94、問 98、問 99、問 111、問 112、問 113、問 114	18	6 回 ◎
5A 関税率表の所属(類の知識)	問 91、問 92、問 93、問 94、問 103、問 104、問 105、問 106	18	6 回 ◎
5F 輸入通関手続	問 93、問 94	11	6 回 ◎
第 2 部 全体(2A～2E) 関税額・修正申告税額の計算	問 115、問 116、問 117、問 121、問 122	10	6 回 ◎
第 3 部 全体(3A～3I) 申告書作成(輸入)	問 93、問 94	6	6 回 ◎
第 3 部 全体(3A～3I) 申告書作成(輸出)	問 91、問 92	6	6 回 ◎
5E 輸出通関手続	問 91、問 92、問 100	6	6 回 ◎
5G 関税の確定・納付	問 101、問 107、問 121、問 122	5	5 回
2F 加算税の計算	問 118、問 119	2	2 回
5B 関税率表の通則	問 95、問 96	1	1 回

実務は 3 本柱が明快です。**EPA・原産地手続(各回 3～4 問)、関税率表の所属(各回 3 問)、課税価格の計算(各回 3 問)**で、17 問中 9～10 問を占めます。残りが申告書 2 問・税額計算・通関手続です。「実務=申告書と計算」と



いう印象で学習すると、6回すべてで3～4問出ているEPA・原産地(原産地規則の当てはめ・締約国原産地証明書の手続)を取りこぼします。

6. 統計から導く学習戦略

6.1 科目別の攻め方

- ・ **通関業法は「条文プールの網羅」で高得点の土台を作る。** §4.1のとおり第54～59回の出題は本法約35条と関連通達に集中しており、6回皆勤の11論点(§5.1)が優先度の高い得点源です。当サイトの予想問題(問1～34)はこの頻出論点を網羅する構成です。
- ・ **関税法等は「皆勤17論点」を骨格に、年ごとの振れを許容する。** 難化年(58回)でも骨格論点の顔ぶれは変わらず、応用のかかり方が深くなるだけです。課税価格2問・特惠・特殊関税・知的財産・不服申立ての positioning を固めたうえで、改正事項を上乘せします。
- ・ **通関実務は「分類×評価×計算×EPA」の掛け算。** 合否を分ける科目ですが、出題は§5.3の3本柱+申告書に集約されます。少額品の申告欄処理は申告書12問すべて、EPA・原産地は6回すべてで3～4問出しており、反復性の高い出題です。

6.2 HS 分類は「よく出るゾーン」から

6年分の実績では、(1) プラスチック・革・繊維製品・履物・家具・がん具の**身の回り品ゾーン(39～42・61～64・94～96 類)**、(2) **食品ゾーン(1～24 類)**、(3) 知識問題の**機械・電気ゾーン(84・85 類)**の3ゾーンで出題の中心が説明できます。当サイトの「関税率表所属チートシート」はこのゾーンを重点的に扱っており、本統計のランキング上位から順に確認するのが効率的です。

6.3 本統計の限界と注記

- ・ 条文・論点の対応付けは当プロジェクトの分析であり、公式の分類ではありません。複数論点にまたがる問題は主たる論点1つに寄せているため、境界的な問題では別の数え方もあり得ます。
- ・ 根拠条文が確定できなかった一部の問題(罰則の条番号のみを問わない問題、複合問題など)は条文統計に計上していません。したがって§4の問数合計は402問より少なくなります。
- ・ 少額合算で申告欄に立たなかった品目の統計品目番号は、問題の選択肢に単独の番号が示されている場合のみ計上しています。
- ・ 本統計の頻度・皆勤は過去6回の観測であり、第60回以降の出題数を保証するものではありません。「毎回」「皆勤」等の表現はすべて第54～59回の集計事実を指します。
- ・ 対象とした第54～59回では試験構成は同一ですが、法令自体は毎年改正されています。古い回の出題を現行法令で解き直す際は、改正の影響(税率・条番号の移動など)に注意してください。

6.4 当サイト教材との対応

統計が示す重点	対応する教材
申告書の少額品処理・欄の立て方(§2.5)	ケースで身につく通関実務(申告書作成の部)、予想問題 問91～94
HS 類の頻出ゾーン(§2・§3)	関税率表所属チートシート(21部マップ・頻出品目)
課税価格の毎回2～3問(§4・§5)	ケースで身につく通関実務(課税価格の部)、予想問題の計算問題
業法・関税法等の皆勤論点(§5)	予想問題 問1～90(頻出論点を約2倍の問数で網羅)



7. 付録 1:頻出条文の原文(ベスト 5 引用)

統計としての結論は第6章までで完結しています。本章は、ランキング上位の条文を原文で確認するための付録です。毎回(6回中6回)出題された条文の原文と、その計測対象になった過去問の一覧は§8(付録2)にあります。

§4の各表で上位5位(同数タイを含むため通関業法・関税法等は6条文、通関実務は5条文)に入った条文の原文を、重複を除く15条文について引用します。出典はe-Gov法令検索の現行法令データ(2026年8月20日取得。通関業法=令和7年6月1日施行版、関税法・関税定率法=令和8年6月1日施行版、関税暫定措置法=令和8年4月1日施行版)です。**太字**は出題に関連する箇所を示す当プロジェクトの注記であり、原文の強調ではありません。長い条文は出題に関わる項・号を中心に引用し、省略は「(略)」と明示します。

7.1 通関業法(6 条文)

通関業法第2条(定義)― 6回 13問

e-Govで現行条文を確認

全条文中の最多出題タイ。「通関業務と関連業務の区別」の問題は、この定義の各号(特に一号イの(1)～(3)とロ)に当たるかどうかの判定そのものです。

第二条 この法律又はこの法律に基づく命令において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に掲げる定義に従うものとする。

一 「通関業務」とは、**他人の依頼によつてする**次に掲げる事務をいう。

イ 次に掲げる手続又は行為につき、その依頼をした者の**代理又は代行**をすること。

(1) 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)その他関税に関する法令に基づき税関官署に対してする次に掲げる申告又は承認の申請からそれぞれの許可又は承認を得るまでの手続(**関税の確定及び納付に関する手続を含む**。以下「通関手続」という。)

(一) 輸出(**関税法第七十五条に規定する積戻しを含む**。)又は輸入の申告

(二) 関税法第七条の二第一項の承認の申請

(三) 本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機への**船用品又は機用品の積込みの申告**

(四) 保税蔵置場(略)、保税工場(略)若しくは総合保税地域に**外国貨物を置くこと**、保税工場において外国貨物を同法第五十六条第一項に規定する保税作業に使用すること若しくは総合保税地域において同法第六十二条の八第一項第二号若しくは第三号に掲げる行為をすることの**承認の申請**又は保税展示場に入れる外国貨物に係る同法第六十二条の三第一項の申告

(五) 関税法第六十七条の三第一項第一号の承認の申請

(2) 関税法その他関税に関する法令によつてされた処分につき、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)又は関税法の規定に基づいて、税関長又は財務大臣に対してする**不服申立て**

(3) 通関手続、(2)の不服申立て又は関税法その他関税に関する法令の規定に基づく税関官署の調査、検査若しくは処分につき、税関官署に対してする**主張又は陳述**

ロ 関税法その他関税に関する法令又は行政不服審査法の規定に基づき税関官署又は財務大臣に対して提出する通関手続又はイの(2)の不服申立てに係る申告書、申請書、不服申立書その他これらに準ずる書類(その作成に代えて電磁的記録(略)を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下「**通関書類**」という。)**を作成すること**。

二 「通関業」とは、**業として**通関業務を行うことをいう。

三 「通関業者」とは、次条第一項の許可を受けた者をいう。

四 「通関士」とは、**第三十一条第一項の確認を受けて**通関業者の通関業務に従事する者をいう。

通関業法第7条(関連業務)― 6回 10問

e-Govで現行条文を確認

第2条(通関業務)との対で毎回登場します。関連業務は「通関業者の名称を用いて」行える一方、通関士に審査させる義務等の対象は通関業務だけ、という区別が問われます。



第七条 通関業者は、通関業務のほか、その**関連業務**として、**通関業者の名称を用いて**、他人の依頼に応じ、通関業務に**先行し、後続し**、その他当該業務に**関連する業務**を行なうことができる。ただし、**他の法律においてその業務を行なうことが制限されている事項**については、この限りでない。

通関業法第 22 条(記帳、届出、報告等)― 6 回 13 問

e-Gov で現行条文を確認

最多出題タイ。帳簿(1 項)・従業員の届出(2 項)・定期報告書(3 項)の三本柱で、それぞれ「何を」「誰に」「いつ」が問われます。1 項の帳簿・書類には**関連業務も含まれる**点が定番のひっかけです。

第二十二條 通関業者は、政令で定めるところにより、通関業務(**第七条に規定する関連業務を含む**。以下この項及び第三項において同じ。)に関して**帳簿**を設け、その**収入に関する事項**を記載するとともに、その取扱いに係る通関業務に関する**書類を一定期間保存**しなければならない。

2 通関業者は、政令で定めるところにより、**通関士その他の通関業務の従業者**(当該通関業者が法人である場合には、**通関業務を担当する役員**及び通関士その他の通関業務の従業者)の**氏名及びその異動**を財務大臣に届け出なければならない。

3 通関業者は、政令で定めるところにより、その取扱いに係る通関業務の**件数**、これらについて受けた**料金の額**その他通関業務に係る事項を記載した**報告書を毎年一回**財務大臣に提出しなければならない。

通関業法第 31 条(確認)― 6 回 11 問

e-Gov で現行条文を確認

通関士となるには試験合格だけでは足りず、通関業者からの届出と財務大臣の「確認」が必要です。2 項の確認拒否事由(準用される欠格事由・違反行為後 2 年・停止期間中)は択一の定番です。

第三十一條 通関業者は、通関士試験に合格した者を**通関士という名称を用いて**その通関業務に従事させようとするときは、その者の氏名、通関業務に従事させようとする営業所の名称その他政令で定める事項を**財務大臣に届け出**て、その者が次項の規定に該当しないことの**確認**を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、通関士となることができない。

一 **第六条第一号から第九号までの**いずれかに該当する者

二 第六条第四号イに掲げる法律の規定に該当する**違反行為をした者**であつて、当該違反行為があつた日から**二年を経過しないもの**

三 次に該当する者であつて、それぞれの**停止の期間が経過しないもの**

イ 第三十四条第一項の規定により通関業務の停止の処分を受けた者(**当該処分の基因となつた違反行為をした者を含む**。)

ロ 第三十五条第一項の規定により通関業務に従事することを停止された者

通関業法第 34 条(通関業者に対する監督処分)― 6 回 10 問

e-Gov で現行条文を確認

処分の種類(1 年以内の停止・許可の取消し)と処分事由の構造が問われます。二号の「従業員の違反+通関業者の責めに帰すべき理由」という二段構えと、2 項の公告義務が頻出です。

第三十四條 財務大臣は、通関業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その通関業者に対し、**一年以内の期間**を定めて通関業務の**全部若しくは一部の停止**を命じ、又は**許可の取消し**をすることができる。

一 通関業者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは第三条第二項(第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により**許可に付された条件(略)**又は**関税法その他関税に関する法令**の規定に違反したとき。

二 通関業者の**役員その他通関業務に従事する者**につき、この法律、この法律に基づく命令若しくは関税法その他関税に関する法令の規定に違反する行為があつた場合又は**通関業者の信用を害するような行為**があつた場合において、その通関業者の**責めに帰すべき理由があるとき**。

2 財務大臣は、前項の規定による処分をしたときは、**遅滞なくその旨を公告**しなければならない。

通関業法第 35 条(通関士に対する懲戒処分)― 6 回 11 問

e-Gov で現行条文を確認



処分(三段階(戒告・1年以内の従業停止・2年間の従業禁止)の数字がそのまま問われます。第34条(業者への監督処分)との対比、公告義務の準用(2項)もセットで覚える条文です。

第三十五条 財務大臣は、通関士がこの法律又は関税法その他関税に関する法令の規定に違反したときは、その通関士に対し、**戒告し、一年以内の期間**を定めてその者が通関業務に**従事することを停止し、又は二年間**その者が通関業務に**従事することを禁止**することができる。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合について準用する。

7.2 関税法(4 条文)

関税法第 67 条(輸出又は輸入の許可)― 関税法等 14 問・実務 20 問

e-Gov で現行条文を確認

全統計を通じて最も多くの問題の根拠となる条文です。一文に「申告事項(品名・数量・価格)」「検査」「許可」が凝縮されており、申告書作成問題もこの条文の実践です。

第六十七条 貨物を輸出し、又は輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、当該貨物の**品名並びに数量及び価格**(輸入貨物(**特例申告貨物を除く**。))については、**課税標準となるべき数量及び価格**その他必要な事項を税関長に申告し、貨物につき**必要な検査を経て、その許可**を受けなければならない。

関税法第 67 条の 3(輸出申告の特例)― 関税法等 14 問・6 回皆勤

e-Gov で現行条文を確認

AEO 輸出者制度の中核。特定輸出者(承認)・特定委託輸出者(認定通関業者へ委託)・特定製造貨物輸出者の三類型と、「いずれかの税関長」「保税地域等に入れないで許可」という特例の中身が繰り返し問われます。

第六十七条の三 次に掲げる者は、前条第一項又は第二項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、**いずれかの税関長**に対して輸出申告(政令で定める貨物に係るものを除く。)をすることができる。この場合において、第二号に掲げる者が特定委託輸出申告(**保税地域等に入れないで輸出の許可を受けようとする貨物**につき当該者が行う輸出申告をいう。(略))を行うときは、その申告に係る貨物が置かれている場所から当該貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港又は不開港までの運送を**特定保税運送者に委託**しなければならない。

一 貨物を輸出しようとする者であつて**あらかじめいずれかの税関長の承認を受けた者**(以下「**特定輸出者**」という。)

二 貨物を輸出しようとする者であつて当該貨物の輸出に係る通関手続を**認定通関業者に委託した者**((略))「**特定委託輸出者**」という。)

三 **認定製造者**((略))が製造した貨物を当該認定製造者から取得して輸出しようとする**特定製造貨物輸出者**((略))

(第2項～第7項 略。第2項=特定製造貨物輸出申告の際の**貨物確認書**の提出、第3項=特定輸出申告の定義と承認申請)

関税法第 7 条の 2(申告の特例)― 関税法等 9 問・6 回皆勤

e-Gov で現行条文を確認

AEO 輸入者制度(特例輸入者・特例委託輸入者)の根拠条文。引取申告と納税申告を分離し、特例申告書を「許可の日の属する月の翌月末日まで」に提出する仕組みが問われます。

第七条の二 貨物を輸入しようとする者であつて、**あらかじめいずれかの税関長の承認を受けた者**(以下「**特例輸入者**」という。)**又は**当該貨物の輸入に係る通関手続((略))を**認定通関業者**((略))に委託した者(以下「**特例委託輸入者**」という。)**は、申告納税方式が適用される貨物**について、前条第二項の規定にかかわらず、当該貨物に係る課税標準、税額その他必要な事項を記載した申告書(以下「**特例申告書**」という。)を税関長に提出することによつて、同条第一項の申告を行うことができる。

2 特例申告((略))を行う場合は、特例申告に係る貨物(以下「**特例申告貨物**」という。)**で輸入の許可を受けたもの**について、特例申告書を作成し、**当該許可の日の属する月の翌月末日まで**に当該許可をした税関長に提出しなければならない。

3 前項の規定により提出する特例申告書は、**期限内特例申告書**という。

4 第一項の規定は、関税暫定措置法(略)**別表第一の六に掲げる物品**その他政令で定める貨物については、**適用しない**。
(第5項・第6項 略)



関税法第7条の14(修正申告)― 関税法等8問・実務3問

e-Govで現行条文を確認

「不足額があるとき」に「更正があるまで」できる、という要件の言い回しがそのまま語句選択で問われます。輸入許可前は書面の補正で行える点(2項)も定番です。

第七条の十四 第七条第一項(申告)の申告をした者又は第七条の十六第二項(決定)の規定による決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号の申告、更正又は決定について同条第一項又は第三項(更正)の規定による**更正があるまでは**、政令で定めるところにより、当該申告、更正又は決定に係る課税標準又は納付すべき税額((略))を修正する申告(以下「修正申告」という。)を**することができる**。

一 先にした納税申告((略))、更正又は第七条の十六第二項の規定による決定により納付すべき税額に**不足額があるとき**。

二 先の納税申告、更正又は第七条の十六第二項の規定による決定により納付すべき**税額がないこととされた場合**において、その納付すべき**税額があるとき**。

2 前項の場合において、納税申告に係る貨物の**輸入の許可前**にする修正申告は、先の納税申告に係る書面に記載した税額等を**補正することにより**行なうことができるものとする。

3 国税通則法第二十条(修正申告の効力)の規定は、修正申告について準用する。

7.3 関税定率法(2条文)

関税定率法第4条(課税価格の決定の原則)― 関税法等11問・実務18問

e-Govで現行条文を確認

課税価格・関税評価のすべての出発点。1項の「現実支払価格+限定列举の加算要素(一〜五号)」、2項の取引価格方式が使えない事情(一〜四号)、3項の委託加工の扱いまで、全項が出題範囲です。

第四条 輸入貨物の課税標準となる価格(以下「課税価格」という。)は、次項本文の規定の適用がある場合を除き、当該輸入貨物に係る輸入取引(**買手が本邦に住所、居所、本店、支店、事務所、事業所その他これらに準ずるものを有しない者であるものを除く**。以下同じ。)がされた場合において、当該輸入取引に関し買手により売手に対し又は売手のために、当該輸入貨物につき**現実に支払われた又は支払われるべき価格(輸出国において輸出の際に軽減又は払戻しを受けるべき関税その他の公課を除くものとする。)**に、**その含まれていない限度において**次に掲げる運賃等の額を加えた価格(以下「取引価格」という。)とする。

一 当該輸入貨物が**輸入港に到着するまでの**運送に要する**運賃、保険料その他当該運送に関連する費用**((略))

二 当該輸入貨物に係る輸入取引に関し**買手により負担される**手数料又は費用のうち次に掲げるもの

イ **仲介料その他の手数料**(買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われるものを除く。)

ロ 当該輸入貨物の**容器**(当該輸入貨物の通常の容器と同一の種類及び価値を有するものに限る。)の費用

ハ 当該輸入貨物の**包装**に要する費用

三 当該輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して、**買手により無償で又は値引きをして**直接又は間接に**提供された物品又は役務**のうち次に掲げるものに要する費用

イ 当該輸入貨物に**組み込まれている材料、部分品**又はこれらに類するもの

ロ 当該輸入貨物の生産のために使用された**工具、鑄型**又はこれらに類するもの

ハ 当該輸入貨物の生産の過程で**消費された物品**

ニ **技術、設計**その他当該輸入貨物の生産に関する**役務**で政令で定めるもの

四 当該輸入貨物に係る**特許権、意匠権、商標権**その他これらに類するもの(当該輸入貨物を本邦において複製する権利を除く。)で政令で定めるものの使用に伴う対価で、当該輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて**当該輸入貨物の輸入取引をするために**買手により直接又は間接に支払われるもの

五 買手による当該輸入貨物の処分又は使用による**収益**で直接又は間接に**売手に帰属するもの**とされているもの

2 輸入貨物に係る輸入取引に関し、次に掲げる事情のいずれかがある場合における当該輸入貨物の課税価格の決定については、**次条から第四条の四までに定めるところによる**。ただし、第四号に該当する場合において、当該輸入貨物の取引価格が、当該輸入貨物と**同種又は類似の貨物**((略))に係る前項又は第四条の三((略))の規定により計算された課税



価格((略))と**同一の額又は近似する額**であることを、当該輸入貨物を輸入しようとする者が、政令で定めるところにより、**証明した場合を除く。**

一 買手による当該輸入貨物の処分又は使用につき**制限(買手による輸入貨物の販売が認められる地域についての制限その他の政令で定める制限を除く。)**があること。

二 当該輸入貨物の取引価格が当該輸入貨物の売手と買手との間で取引される当該輸入貨物以外の貨物の取引数量又は取引価格に依存して決定されるべき旨の**条件**その他当該輸入貨物の**課税価格の決定を困難とする条件**が当該輸入貨物の輸入取引に付されていること。

三 買手による当該輸入貨物の処分又は使用による収益で直接又は間接に売手に帰属するものとされているものの**額が明らかでない**こと。

四 売手と買手との間に**特殊関係**((略))がある場合において、当該特殊関係のあることが当該輸入貨物の**取引価格に影響を与えていると認められる**こと。

3 本邦にある者(以下この項において「**委託者**」という。)から委託を受けた者(以下この項において「**受託者**」という。)が当該委託者から直接又は間接に提供された原料又は材料を外国において加工又は組立て((略))をし、当該委託者が当該加工等によつてできた製品を取得することを内容とする当該委託者と当該受託者との間の取引に基づき当該製品が本邦に到着することとなる場合には、当該取引を輸入取引と、当該委託者を買手と、当該受託者を売手と、**当該加工等の対価として現実に支払われた又は支払われるべき額**を輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格とそれぞれみなして、前二項の規定を適用する。この場合において、第一項第二号イ中「手数料(買付けに關し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われるものを除く。)」とあるのは、「**手数料**」とする。

関税定率法第 15 条(特定用途免税)― 関税法等 8 問

e-Gov で現行条文を確認

減免税問題の常連。「どの貨物が特定用途免税の対象か」の号の知識と、「許可の日から2年以内に用途外へ供したら直ちに徴収」(2 項)の枠組みが問われます。

第十五条 左の各号に掲げる貨物で輸入され、その**輸入の許可の日から二年以内に当該各号に掲げる用途以外の用途に供されないもの**については、政令で定めるところにより、その関税を**免除**する。

一 国若しくは地方公共団体が経営する**学校、博物館、物品陳列所、研究所、試験所**その他これらに類する施設((略))に陳列する**標本若しくは参考品**又はこれらの施設において使用する**学術研究用品(新規の発明に係るもの又は本邦において製作することが困難と認められるものに限る。)**若しくは教育用のフィルム((略))、スライド、レコード、テープ((略))その他これらに類する物品

二 学術研究又は教育のため前号に掲げる施設に**寄贈された物品**

三 **慈善又は救じゅつのために寄贈された給与品**及び救護施設又は養老施設その他の**社会福祉事業を行う施設に寄贈された物品**で給与品以外のもののうちこれらの施設において直接社会福祉の用に供するものと認められるもの

三の二 前三号に該当するものを除き、**国際親善のため**、国又は地方公共団体にその用に供するものとして**寄贈される物品**

四 **儀式又は礼拝の用に直接供するため宗教団体に寄贈された物品**で財務省令で定めるもの

五 赤十字国際機関又は外国赤十字社から**日本赤十字社に寄贈された機械及び器具**で、日本赤十字社が**直接医療用に使用するもの**と認められるもの

五の二 **博覧会等**において使用するため博覧会等への参加者が輸入する次に掲げる物品。ただし、博覧会等の開催の期間及び規模、物品の種類及び価格その他の事情を勘案して**相当と認められるものに限る。**

イ (略)博覧会等への参加者が、当該博覧会等の会場において観覧者に**無償で提供するカタログ、パンフレット、ポスター**その他これらに類するもの

ロ 博覧会等への参加者が、当該博覧会等の会場において観覧者に無償で提供する博覧会等の**記念品及び展示物品の見本品**

ハ 博覧会等(政令で定めるものに限る。)の施設の建設、維持若しくは撤去又はその運営のために博覧会等の**会場において消費される物品**のうち政令で定めるもの

六及び七 削除

八 **航空機の発着又は航行を安全にするため使用する機械及び器具**並びにこれらの部分品で政令で指定するもの



九 本邦に住所を移転するため本邦に入国する者がその入国の際に輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する自動車、船舶、航空機その他政令で指定する物品で当該入国者又はその家族の個人的な使用に供するもの。ただし、その入国前にこれらの者が既に使用したもの(船舶及び航空機については、その入国前一年以上これらの者が使用したもの)に限る。

十 条約の規定により輸入の後特定の用途に供されることを条件として関税を免除することとされている貨物で政令で定めるもの

2 前項各号の規定により関税の免除を受けた貨物がその輸入の許可の日から二年以内に当該各号に掲げる用途以外の用途に供され、又は当該各号に掲げる用途以外の用途に供するため譲渡された場合においては、当該用途以外の用途に供し、又は当該譲渡をした者から、同項の規定により免除を受けた関税を、直ちに徴収する。但し、変質、損傷その他やむを得ない事由に因り当該各号に掲げる用途以外の用途に供する場合においては、第十条第一項の規定に準じてその関税を軽減することができる。

7.4 関税暫定措置法(1 条文)・関税法第 68 条

関税暫定措置法第 12 条の 4(経済連携協定に基づく締約国原産品であることの確認)― 実務 4 問(58・59 回連続) e-Gov で現行条文を確認

EPA 時代の新しい頻出条文。税関長による原産品確認の 5 つの方法(1 項)と、譲許の便益を与えないことができる事由(6 項)が、直近 2 回の実務で続けて問われています。

第十二条の四 税関長は、輸入申告がされた貨物について、経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益を適用する場合において、当該貨物が当該経済連携協定の規定に基づき協定締約国の原産品とされるもの(以下この項において「締約国原産品」という。)であるかどうかの確認をするために必要があるときは、当該経済連携協定の規定に基づき、次に掲げる方法によりその確認をすることができる。

一 当該貨物を輸入する者に対し、当該貨物が締約国原産品であることを明らかにする資料の提供を求める方法

二 協定締約国の権限ある当局((略))、協定締約国の税関当局((略))又は当該貨物の輸出者若しくは生産者に対し、当該貨物について質問し、又は当該貨物が締約国原産品であることを明らかにする資料の提供を求める方法

三 その職員に、当該貨物の輸出者又は生産者の事務所その他の必要な場所において、その者の同意を得て、実地に書類その他の物件を調査させる方法

四 協定締約国の権限ある当局に対し、当該協定締約国の権限ある当局が当該貨物の輸出者又は生産者の事務所その他の必要な場所において行う検査に、その者の同意を得て、我が国の税関職員を立ち合わせ、及び当該検査において収集した資料を提供することを求める方法

五 その他当該経済連携協定に定める方法

(第 2 項～第 5 項 略。質問・調査への回答期間の設定等)

6 税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受けようとする貨物について、当該経済連携協定の規定に基づき、当該譲許の便益を与えないことができる。

一 当該貨物が当該譲許の便益の適用を受けるための要件を満たしていないとき。

二 当該貨物を輸入する者が当該譲許の便益の適用を受けるために必要な手続をとらないとき。

三 第一項第二号の質問又は求めを行つた場合において、当該質問又は求めを受けた者が、第二項の規定により定めた期間内に、当該質問に対する回答若しくは当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該質問に対する回答若しくは当該求めに対し提供した資料が十分でないとき。

四 協定締約国又は第一項第三号の輸出者若しくは生産者が同号の調査を拒んだとき、又は第三項の規定により定めた期間内に当該通知に対する回答をしないとき。

五 第一項第四号の求めを行つた場合において、協定締約国が、当該求めを拒んだとき、(略)当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該求めに対し提供した資料が十分でないとき。

六 その他経済連携協定に定める事項に該当するとき。

(第 7 項 略。確認結果の通知)

関税法第 68 条(輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類)― 実務 5 問・関税法等 3 問 e-Gov で現行条文を確認



インボイス等の提出は「必要があるとき」に「提出させることができる」に過ぎない、という原則がひっかけの源です。EPA・特恵の便益適用に必要な書類(締約国原産地証明書等)もこの条文が入口になります。

第六十八条 税関長は、第六十七条(輸出又は輸入の許可)の規定による申告があつた場合において**輸出若しくは輸入の許可の判断のために必要があるとき**、又は関税についての**条約の特別の規定による便益**(これに相当する便益で政令で定めるものを含む。)を**適用する場合において必要があるときは**、**契約書、仕入書**その他の申告の内容を確認するために必要な書類又は当該便益を適用するために必要な書類で政令で定めるものを**提出させることができる**。

関税法第7条(申告)―実務7問

e-Govで現行条文を確認

納税申告の基本条文。「輸入申告書に税額等を記載して提出する」ことで納税申告が輸入申告と一体で行われる構造(2項)と、税関の教示義務(3項)が問われます。

第七条 **申告納税方式が適用される貨物**を輸入しようとする者は、税関長に対し、当該貨物に係る**関税の納付に関する申告**をしなければならない。

2 前項の申告は、政令で定めるところにより、**第六十七条(輸出又は輸入の許可)の規定に基づく輸入申告書に**、同条の規定により記載すべきこととされている当該貨物に係る**課税標準その他の事項のほか、その税額その他必要な事項を記載して**、これを税関長に提出することによつて行なうものとする。

3 税関は、納税義務者その他の関係者から第一項の申告について必要な輸入貨物に係る関税定率法別表(関税率表)の適用上の**所属、税率、課税標準等の教示**を求められたときは、その**適切な教示に努めるものとする**。

8. 付録 2:頻出条文の原文(毎回出題引用)

§4の条文別集計で「6回中6回」、すなわち第54回から第59回までの**毎回出題された条文**をすべて引用します。該当するのは30条文(通関業法16・関税法10・関税定率法1・関税暫定措置法1・外為法2)で、6回分の全402問のうち230問がこれらの条文を根拠としています。

各条文には、その条文を根拠として集計した過去問を回・科目・問番号・論点で特定できる表を折りたたみで添えました。問題文と正答は転載せず、税関ウェブサイトが公開している試験問題PDF・正答PDFへのリンクで参照できるようにしています。**表中の「ㄦ」が付いたリンクはすべて外部サイト(税関ウェブサイト www.customs.go.jp)のPDFです**。条文原文の出典はe-Gov法令検索の現行法令データ(2026年8月22日取得)で、原文のまま引用しています(§7のような出題箇所の太字注記は付けていません)。

8.1 通関業法(16条文)

通関業法第2条(定義)―通関業法6回13問

e-Govで現行条文を確認 ㄦ

第二条 この法律又はこの法律に基づく命令において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に掲げる定義に従うものとする。

一 「通関業務」とは、他人の依頼によつてする次に掲げる事務をいう。

イ 次に掲げる手続又は行為につき、その依頼をした者の代理又は代行をすること。

(1) 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)その他関税に関する法令に基づき税関官署に対してする次に掲げる申告又は承認の申請からそれぞれの許可又は承認を得るまでの手続(関税の確定及び納付に関する手続を含む。以下「通関手続」という。)

(一) 輸出(関税法第七十五条に規定する積戻しを含む。)又は輸入の申告

(二) 関税法第七条の二第一項の承認の申請

(三) 本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機への船用品又は機用品の積込みの申告

(四) 保税蔵置場(関税法第五十条第二項の規定により同法第四十二条第一項の許可を受けたものとみなされる場所を含む。)、保税工場(同法第六十一条の五第二項の規定により同法第五十六条第一項の許可を受けたものとみなされる場所を含む。以下この号において同じ。)若しくは総合保税地域に外国貨物を置くこと、保税工場において外国貨



物を同法第五十六条第一項に規定する保税作業に使用すること若しくは総合保税地域において同法第六十二条の八第一項第二号若しくは第三号に掲げる行為をすることの承認の申請又は保税展示場に入れる外国貨物に係る同法第六十二条の三第一項の申告

(五) 関税法第六十七条の三第一項第一号の承認の申請

(2) 関税法その他関税に関する法令によつてされた処分につき、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)又は関税法の規定に基づいて、税関長又は財務大臣に対してする不服申立て

(3) 通関手続、(2)の不服申立て又は関税法その他関税に関する法令の規定に基づく税関官署の調査、検査若しくは処分につき、税関官署に対してする主張又は陳述

ロ 関税法その他関税に関する法令又は行政不服審査法の規定に基づき税関官署又は財務大臣に対して提出する通関手続又はイの(2)の不服申立てに係る申告書、申請書、不服申立書その他これらに準ずる書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三十八条第一項において同じ。)を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下「通関書類」という。)を作成すること。

二 「通関業」とは、業として通関業務を行うことをいう。

三 「通関業者」とは、次条第一項の許可を受けた者をいう。

四 「通関士」とは、第三十一条第一項の確認を受けて通関業者の通関業務に従事する者をいう。

当サイトの予想問題では問 2、問 6、問 8、問 27 で扱っています。

計測対象の過去問 13 問(第 54～59 回)

出題回	科目	問	論点	試験問題(税関サイト)	正答(税関サイト)
第 54 回	通関業法	第 1 問	通関業務と関連業務の区別	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 55 回	通関業法	第 6 問	通関業務と関連業務の区別	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 55 回	通関業法	第 11 問	通関業務と関連業務の区別	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 56 回	通関業法	第 6 問	通関業務と関連業務の区別	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 56 回	通関業法	第 11 問	通関業務と関連業務の区別	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 57 回	通関業法	第 1 問	目的・定義	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 57 回	通関業法	第 2 問	通関業務と関連業務の区別	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 57 回	通関業法	第 11 問	通関業務と関連業務の区別	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 58 回	通関業法	第 6 問	通関業務と関連業務の区別	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 58 回	通関業法	第 11 問	通関業務と関連業務の区別	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 59 回	通関業法	第 1 問	目的・定義	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 59 回	通関業法	第 6 問	通関業務と関連業務の区別	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 59 回	通関業法	第 11 問	通関業務と関連業務の区別	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗

通関業法第 6 条(欠格事由)― 通関業法 6 回 6 問

e-Gov で現行条文を確認 ↗

第六条 財務大臣は、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、通関業の許可をしてはならない。

一 心身の故障により通関業務を適正に行うことができない者として財務省令で定めるもの

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 拘禁刑以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しないもの

四 次に掲げる法律の規定に該当する違反行為をして罰金の刑に処せられた者又はこれらの規定に該当する違反行為をして関税法(他の関税に関する法律において準用する場合を含む。)、国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)若し



くは地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定により通告処分を受けた者であつて、それぞれその刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から三年を経過しないもの

イ 関税法第百八条の四から第百十二条まで(他の関税に関する法律において準用する場合を含む。)の規定

ロ イに掲げるものを除き、国税又は地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税又は地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、又はこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定

五 この法律の規定に違反する行為をして罰金の刑に処せられた者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しないもの

六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。)に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二第一項、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられた者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないもの

七 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過していない者(第十一号において「暴力団員等」という。)

八 第十一条第一項第一号若しくは第三十四条第一項の規定により通関業の許可を取り消された者又は第三十五条第一項の規定により通関業務に従事することを禁止された者であつて、これらの処分を受けた日から二年を経過しないもの

九 公務員で懲戒免職の処分を受け、当該処分を受けた日から二年を経過しないもの

十 法人であつて、その役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。)のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

十一 暴力団員等によりその事業活動を支配されている者

当サイトの予想問題では問 11、問 12、問 14、問 16、問 25、問 28 で扱っています。

計測対象の過去問 6 問(第 54～59 回)

出題回	科目	問	論点	試験問題(税関サイト)	正答(税関サイト)
第 54 回	通関業法	第 12 問	欠格事由	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 55 回	通関業法	第 1 問	欠格事由	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 56 回	通関業法	第 13 問	欠格事由	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 57 回	通関業法	第 3 問	欠格事由	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 58 回	通関業法	第 13 問	欠格事由	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 59 回	通関業法	第 2 問	欠格事由	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗

通関業法第 7 条(関連業務)― 通関業法 6 回 10 問

e-Gov で現行条文を確認 ↗

第七条 通関業者は、通関業務のほか、その関連業務として、通関業者の名称を用いて、他人の依頼に応じ、通関業務に先行し、後続し、その他当該業務に関連する業務を行なうことができる。ただし、他の法律においてその業務を行なうことが制限されている事項については、この限りでない。

当サイトの予想問題では問 6、問 7、問 27 で扱っています。

計測対象の過去問 10 問(第 54～59 回)

出題回	科目	問	論点	試験問題(税関サイト)	正答(税関サイト)
第 54 回	通関業法	第 1 問	通関業務と関連業務の区別	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 55 回	通関業法	第 11 問	通関業務と関連業務の区別	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 56 回	通関業法	第 6 問	通関業務と関連業務の区別	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 56 回	通関業法	第 11 問	通関業務と関連業務の区別	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗



第 57 回	通関業法	第 2 問	通関業務と関連業務の区別	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 57 回	通関業法	第 11 問	通関業務と関連業務の区別	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 58 回	通関業法	第 6 問	通関業務と関連業務の区別	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 58 回	通関業法	第 11 問	通関業務と関連業務の区別	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 59 回	通関業法	第 6 問	通関業務と関連業務の区別	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 59 回	通関業法	第 11 問	通関業務と関連業務の区別	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗

通関業法第 8 条(営業所の新設)― 通関業法 6 回 8 問

e-Gov で現行条文を確認 ↗

第八条 通関業者は、通関業務を行う営業所を新たに設けようとするときは、政令で定めるところにより、財務大臣の許可を受けなければならない。

2 第三条第二項から第四項まで並びに第五条第二号及び第三号の規定は、前項の許可について準用する。

当サイトの予想問題では問 13、問 23、問 29 で扱っています。

計測対象の過去問 8 問(第 54～59 回)

出題回	科目	問	論点	試験問題(税関サイト)	正答(税関サイト)
第 54 回	通関業法	第 11 問	営業所の新設	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 55 回	通関業法	第 7 問	通関業の許可・許可基準	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 55 回	通関業法	第 12 問	営業所の新設	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 56 回	通関業法	第 1 問	通関業の許可・許可基準	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 56 回	通関業法	第 12 問	営業所の新設	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 57 回	通関業法	第 12 問	通関業の許可・許可基準	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 58 回	通関業法	第 12 問	営業所の新設	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 59 回	通関業法	第 12 問	営業所の新設	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗

通関業法第 10 条(許可の消滅)― 通関業法 6 回 8 問

e-Gov で現行条文を確認 ↗

第十条 通関業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該通関業の許可は、消滅する。

一 通関業を廃止したとき。

二 死亡した場合で、第十一条の二第二項の規定による申請が同項に規定する期間内にされなかつたとき、又は同項の承認をしない旨の処分があつたとき。

三 法人が解散したとき。

四 破産手続開始の決定を受けたとき。

2 財務大臣は、通関業の許可が消滅したときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

3 第一項の規定により通関業の許可が消滅した場合において、現に進行中の通関手続があるときは、当該手続については、当該許可を受けていた者(その者が死亡した場合には、その相続人とし、法人が合併により消滅した場合には、合併後存続する法人又は合併により設立された法人とする。)が引き続き当該許可を受けているものとみなす。

当サイトの予想問題では問 14、問 15、問 17、問 33 で扱っています。

計測対象の過去問 8 問(第 54～59 回)

出題回	科目	問	論点	試験問題(税関サイト)	正答(税関サイト)
第 54 回	通関業法	第 3 問	許可の消滅・取消し	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 54 回	通関業法	第 10 問	監督処分・懲戒処分	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗



第 55 回	通関業法	第 8 問	許可の消滅・取消し	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 56 回	通関業法	第 2 問	許可の消滅・取消し	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 57 回	通関業法	第 13 問	許可の消滅・取消し	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 58 回	通関業法	第 14 問	許可の消滅・取消し	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 59 回	通関業法	第 3 問	許可の消滅・取消し	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 59 回	通関業法	第 13 問	許可の消滅・取消し	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗

通関業法第 12 条(変更等の届出)― 通関業法 6 回 7 問

e-Gov で現行条文を確認 [↗](#)

第十二条 通関業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、その者(第三号の場合にあつては、政令で定める者)は、遅滞なくその旨を財務大臣に届け出なければならない。

- 一 第四条第一項第一号から第三号まで又は第五号に掲げる事項に変更があつたとき。
- 二 第六条第一号、第三号から第七号まで、第十号又は第十一号のいずれかに該当するに至つたとき。
- 三 第十条第一項の規定により通関業の許可が消滅したとき。

当サイトの予想問題では問 16 で扱っています。

計測対象の過去問 7 問(第 54～59 回)

出題回	科目	問	論点	試験問題(税関サイト)	正答(税関サイト)
第 54 回	通関業法	第 14 問	変更等の届出	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 55 回	通関業法	第 13 問	変更等の届出	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 56 回	通関業法	第 3 問	変更等の届出	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 57 回	通関業法	第 6 問	変更等の届出	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 58 回	通関業法	第 16 問	変更等の届出	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 58 回	通関業法	第 17 問	通関士の審査・記名	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 59 回	通関業法	第 14 問	変更等の届出	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗

通関業法第 13 条(通関士の設置)― 通関業法 6 回 7 問

e-Gov で現行条文を確認 [↗](#)

第十三条 通関業者は、通関業務を適正に行うため、その通関業務を行う営業所ごとに、政令で定めるところにより、通関士を置かなければならない。ただし、当該営業所において取り扱う通関業務に係る貨物が第三条第二項(第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により一定の種類の貨物のみに限られている場合は、この限りでない。

当サイトの予想問題では問 3、問 10、問 13、問 17、問 29 で扱っています。

計測対象の過去問 7 問(第 54～59 回)

出題回	科目	問	論点	試験問題(税関サイト)	正答(税関サイト)
第 54 回	通関業法	第 6 問	通関士の設置	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 55 回	通関業法	第 3 問	通関士の設置	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 56 回	通関業法	第 14 問	通関士の設置	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 57 回	通関業法	第 7 問	通関士の設置	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 58 回	通関業法	第 1 問	通関士の設置	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 59 回	通関業法	第 8 問	通関士の設置	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗



第 59 回	通関業法	第 15 問	その他:通関業者・通関士の義務全般(秘密保持・料金揭示・通関士設置・審査・報告書)	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
--------	------	--------	---	----------	----------

通関業法第 14 条(通関士の審査等)― 通関業法 6 回 9 問

e-Gov で現行条文を確認 ↗

第十四条 通関業者は、他人の依頼に応じて税関官署に提出する通関書類のうち政令で定めるもの(通関士が通関業務に従事している営業所における通関業務に係るものに限る。)については、通関士にその内容を審査させ、かつ、これに記名させなければならない。

当サイトの予想問題では問 3、問 7、問 17、問 18、問 19、問 30 で扱っています。

計測対象の過去問 9 問(第 54～59 回)

出題回	科目	問	論点	試験問題(税関サイト)	正答(税関サイト)
第 54 回	通関業法	第 15 問	通関士の審査・記名	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 55 回	通関業法	第 14 問	通関士の審査・記名	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 55 回	通関業法	第 15 問	料金の揭示	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 56 回	通関業法	第 4 問	通関士の審査・記名	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 57 回	通関業法	第 9 問	その他:通関業者・通関士の義務全般(審査記名・名義貸し・料金揭示・秘密保持の複合)	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 57 回	通関業法	第 15 問	通関士の審査・記名	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 58 回	通関業法	第 8 問	通関士の審査・記名	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 58 回	通関業法	第 17 問	通関士の審査・記名	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 59 回	通関業法	第 9 問	通関士の審査・記名	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗

通関業法第 19 条(秘密を守る義務)― 通関業法 6 回 9 問

e-Gov で現行条文を確認 ↗

第十九条 通関業者(法人である場合には、その役員)及び通関士その他の通関業務の従業者は、正当な理由がなく、通関業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。これらの者がこれらの者でなくなつた後も、同様とする。

当サイトの予想問題では問 21、問 22、問 31、問 34 で扱っています。

計測対象の過去問 9 問(第 54～59 回)

出題回	科目	問	論点	試験問題(税関サイト)	正答(税関サイト)
第 54 回	通関業法	第 7 問	秘密を守る義務・信用失墜行為の禁止	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 54 回	通関業法	第 17 問	秘密を守る義務・信用失墜行為の禁止	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 55 回	通関業法	第 4 問	秘密を守る義務・信用失墜行為の禁止	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 56 回	通関業法	第 16 問	秘密を守る義務・信用失墜行為の禁止	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗



第 57 回	通関業法	第 9 問	その他:通関業者・通関士の義務全般（審査記名・名義貸し・料金揭示・秘密保持の複合）	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 57 回	通関業法	第 16 問	その他:通関業者・通関士の義務全般（秘密保持・信用失墜・記帳・料金揭示・定期報告の複合）	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 58 回	通関業法	第 9 問	秘密を守る義務・信用失墜行為の禁止	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 58 回	通関業法	第 17 問	通関士の審査・記名	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 59 回	通関業法	第 4 問	秘密を守る義務・信用失墜行為の禁止	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗

通関業法第 20 条(信用失墜行為の禁止)― 通関業法 6 回 7 問

e-Gov で現行条文を確認 [↗](#)

第二十条 通関業者(法人である場合には、その役員)及び通関士は、通関業者又は通関士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

当サイトの予想問題では問 21、問 31、問 34 で扱っています。

計測対象の過去問 7 問(第 54～59 回)

出題回	科目	問	論点	試験問題(税関サイト)	正答(税関サイト)
第 54 回	通関業法	第 7 問	秘密を守る義務・信用失墜行為の禁止	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 54 回	通関業法	第 17 問	秘密を守る義務・信用失墜行為の禁止	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 55 回	通関業法	第 4 問	秘密を守る義務・信用失墜行為の禁止	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 56 回	通関業法	第 8 問	その他:通関業者の義務全般(料金揭示・名義貸し・信用失墜)	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 57 回	通関業法	第 16 問	その他:通関業者・通関士の義務全般（秘密保持・信用失墜・記帳・料金揭示・定期報告の複合）	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 58 回	通関業法	第 9 問	秘密を守る義務・信用失墜行為の禁止	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 59 回	通関業法	第 4 問	秘密を守る義務・信用失墜行為の禁止	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗

通関業法第 22 条(記帳、届出、報告等)― 通関業法 6 回 13 問

e-Gov で現行条文を確認 [↗](#)

第二十二条 通関業者は、政令で定めるところにより、通関業務(第七条に規定する関連業務を含む。以下この項及び第三項において同じ。)に関して帳簿を設け、その収入に関する事項を記載するとともに、その取扱いに係る通関業務に関する書類を一定期間保存しなければならない。



2 通関業者は、政令で定めるところにより、通関士その他の通関業務の従業者(当該通関業者が法人である場合には、通関業務を担当する役員及び通関士その他の通関業務の従業者)の氏名及びその異動を財務大臣に届け出なければならない。

3 通関業者は、政令で定めるところにより、その取扱いに係る通関業務の件数、これらについて受けた料金の額その他通関業務に係る事項を記載した報告書を毎年一回財務大臣に提出しなければならない。

当サイトの予想問題では問 7、問 16、問 23、問 31 で扱っています。

計測対象の過去問 13 問(第 54～59 回)

出題回	科目	問	論点	試験問題(税関サイト)	正答(税関サイト)
第 54 回	通関業法	第 4 問	記帳・届出・報告	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 54 回	通関業法	第 18 問	記帳・届出・報告	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 55 回	通関業法	第 10 問	記帳・届出・報告	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 55 回	通関業法	第 16 問	記帳・届出・報告	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 56 回	通関業法	第 9 問	記帳・届出・報告	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 56 回	通関業法	第 17 問	記帳・届出・報告	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 57 回	通関業法	第 4 問	記帳・届出・報告	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 57 回	通関業法	第 16 問	その他:通関業者・通関士の義務全般(秘密保持・信用失墜・記帳・料金揭示・定期報告の複合)	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 57 回	通関業法	第 17 問	記帳・届出・報告	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 58 回	通関業法	第 10 問	記帳・届出・報告	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 58 回	通関業法	第 18 問	記帳・届出・報告	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 59 回	通関業法	第 5 問	記帳・届出・報告	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 59 回	通関業法	第 16 問	記帳・届出・報告	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗

通関業法第 31 条(確認)― 通関業法 6 回 11 問

e-Gov で現行条文を確認 ↗

第三十一条 通関業者は、通関士試験に合格した者を通関士という名称を用いてその通関業務に従事させようとするときは、その者の氏名、通関業務に従事させようとする営業所の名称その他政令で定める事項を財務大臣に届け出て、その者が次項の規定に該当しないことの確認を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、通関士となることができない。

一 第六条第一号から第九号までのいずれかに該当する者

二 第六条第四号イに掲げる法律の規定に該当する違反行為をした者であつて、当該違反行為があつた日から二年を経過しないもの

三 次に該当する者であつて、それぞれの停止の期間が経過しないもの

イ 第三十四条第一項の規定により通関業務の停止の処分を受けた者(当該処分の基因となつた違反行為をした者を含む。)

ロ 第三十五条第一項の規定により通関業務に従事することを停止された者

当サイトの予想問題では問 17、問 24 で扱っています。

計測対象の過去問 11 問(第 54～59 回)

出題回	科目	問	論点	試験問題(税関サイト)	正答(税関サイト)
第 54 回	通関業法	第 19 問	通関士の資格・確認・資格喪失	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗



第 55 回	通関業法	第 17 問	通関士の資格・確認・資格喪失	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 55 回	通関業法	第 18 問	通関士の資格・確認・資格喪失	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 56 回	通関業法	第 5 問	通関士の資格・確認・資格喪失	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 56 回	通関業法	第 18 問	通関士の資格・確認・資格喪失	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 57 回	通関業法	第 18 問	通関士の資格・確認・資格喪失	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 57 回	通関業法	第 19 問	通関士の資格・確認・資格喪失	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 58 回	通関業法	第 3 問	通関士の資格・確認・資格喪失	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 58 回	通関業法	第 19 問	通関士の資格・確認・資格喪失	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 59 回	通関業法	第 17 問	通関士の資格・確認・資格喪失	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 59 回	通関業法	第 18 問	通関士の資格・確認・資格喪失	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗

通関業法第 32 条(通関士の資格の喪失)― 通関業法 6 回 6 問

e-Gov で現行条文を確認 ↗

第三十二条 通関士は、次の各号のいずれかに該当するときは、通関士でなくなるものとする。

- 一 前条第一項の確認を受けた通関業者の通関業務に従事しないこととなつたとき。
- 二 第六条第一号から第九号までのいずれかに該当するに至つたとき。
- 三 第二十九条第一項の規定により通関士試験の合格の決定が取り消されたとき。
- 四 偽りその他不正の手段により前条第一項の確認を受けたことが判明したとき。

当サイトの予想問題では問 25 で扱っています。

計測対象の過去問 6 問(第 54～59 回)

出題回	科目	問	論点	試験問題(税関サイト)	正答(税関サイト)
第 54 回	通関業法	第 5 問	通関士の資格・確認・資格喪失	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 55 回	通関業法	第 18 問	通関士の資格・確認・資格喪失	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 56 回	通関業法	第 18 問	通関士の資格・確認・資格喪失	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 57 回	通関業法	第 19 問	通関士の資格・確認・資格喪失	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 58 回	通関業法	第 3 問	通関士の資格・確認・資格喪失	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 59 回	通関業法	第 18 問	通関士の資格・確認・資格喪失	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗

通関業法第 33 条の 2(業務改善命令)― 通関業法 6 回 7 問

e-Gov で現行条文を確認 ↗

第三十三条の二 財務大臣は、通関業の適正な遂行のために必要があると認めるときは、その必要の限度において、通関業者に対し、その業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

当サイトの予想問題では問 33 で扱っています。

計測対象の過去問 7 問(第 54～59 回)

出題回	科目	問	論点	試験問題(税関サイト)	正答(税関サイト)
第 54 回	通関業法	第 20 問	監督処分・懲戒処分	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 55 回	通関業法	第 15 問	料金の揭示	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 56 回	通関業法	第 10 問	監督処分・懲戒処分	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 56 回	通関業法	第 19 問	監督処分・懲戒処分	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 57 回	通関業法	第 5 問	監督処分・懲戒処分	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗



第 58 回	通関業法	第 4 問	業務改善命令	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 59 回	通関業法	第 19 問	業務改善命令	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗

通関業法第 34 条(通関業者に対する監督処分)― 通関業法 6 回 10 問

e-Gov で現行条文を確認 ↗

第三十四条 財務大臣は、通関業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その通関業者に対し、一年以内の期間を定めて通関業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は許可の取消しをすることができる。

一 通関業者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは第三条第二項(第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付された条件(第十一条の二第六項の規定により変更され、又は新たに付されたものを含む。)又は関税法その他関税に関する法令の規定に違反したとき。

二 通関業者の役員その他通関業務に従事する者につき、この法律、この法律に基づく命令若しくは関税法その他関税に関する法令の規定に違反する行為があつた場合又は通関業者の信用を害するような行為があつた場合において、その通関業者の責めに帰すべき理由があるとき。

2 財務大臣は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

当サイトの予想問題では問 5、問 21、問 32 で扱っています。

計測対象の過去問 10 問(第 54～59 回)

出題回	科目	問	論点	試験問題(税関サイト)	正答(税関サイト)
第 54 回	通関業法	第 8 問	監督処分・懲戒処分	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 54 回	通関業法	第 10 問	監督処分・懲戒処分	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 54 回	通関業法	第 20 問	監督処分・懲戒処分	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 55 回	通関業法	第 5 問	監督処分・懲戒処分	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 55 回	通関業法	第 19 問	監督処分・懲戒処分	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 56 回	通関業法	第 10 問	監督処分・懲戒処分	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 56 回	通関業法	第 19 問	監督処分・懲戒処分	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 57 回	通関業法	第 5 問	監督処分・懲戒処分	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 58 回	通関業法	第 20 問	監督処分・懲戒処分	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 59 回	通関業法	第 10 問	監督処分・懲戒処分	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗

通関業法第 35 条(通関士に対する懲戒処分)― 通関業法 6 回 11 問

e-Gov で現行条文を確認 ↗

第三十五条 財務大臣は、通関士がこの法律又は関税法その他関税に関する法令の規定に違反したときは、その通関士に対し、戒告し、一年以内の期間を定めてその者が通関業務に従事することを停止し、又は二年間その者が通関業務に従事することを禁止することができる。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合について準用する。

当サイトの予想問題では問 5、問 21、問 32 で扱っています。

計測対象の過去問 11 問(第 54～59 回)

出題回	科目	問	論点	試験問題(税関サイト)	正答(税関サイト)
第 54 回	通関業法	第 8 問	監督処分・懲戒処分	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 54 回	通関業法	第 10 問	監督処分・懲戒処分	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 54 回	通関業法	第 20 問	監督処分・懲戒処分	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 55 回	通関業法	第 5 問	監督処分・懲戒処分	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗



第 55 回	通関業法	第 19 問	監督処分・懲戒処分	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 56 回	通関業法	第 10 問	監督処分・懲戒処分	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 56 回	通関業法	第 19 問	監督処分・懲戒処分	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 57 回	通関業法	第 20 問	監督処分・懲戒処分	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 58 回	通関業法	第 3 問	通関士の資格・確認・資格喪失	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 58 回	通関業法	第 4 問	業務改善命令	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 59 回	通関業法	第 10 問	監督処分・懲戒処分	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗

8.2 関税法(10 条文)

関税法第 6 条の 2(税額の確定の方式)― 関税法等 6 回 6 問・通関実務 3 回 3 問

e-Gov で現行条文を確認 ↗

第六条の二 関税額の確定については、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる方式が適用されるものとする。

一 一次号に掲げる関税以外の関税納付すべき税額又は当該税額がないことが納税義務者のする申告により確定することを原則とし、その申告がない場合又はその申告に係る税額の計算が関税に関する法律の規定に従っていないかつた場合その他当該税額が税関長の調査したところと異なる場合に限り、税関長の処分により確定する方式(以下「申告納税方式」という。)

二 次に掲げる関税納付すべき税額が専ら税関長の処分により確定する方式(以下「賦課課税方式」という。)

イ 本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する貨物その他これに類する貨物で政令で定めるものに対する関税

ロ 郵便物(その課税標準となるべき価格が二十万円を超えるもの(寄贈物品であるものその他の政令で定めるものを除く。))及び第七十六条第三項(郵便物の輸出入の簡易手続)の政令で定める場合に係るものを除く。)に対する関税

ハ 関税定率法第七条第三項(相殺関税)若しくは第八条第二項(不当廉売関税)の規定により課する関税又は同条第十六項の規定により変更され、若しくは継続される同条第一項の規定により課する関税(同条第十五項に規定する調査期間内に輸入されたものに課するものに限る。第十二条及び第十四条において同じ。)

ニ この法律又は関税定率法その他関税に関する法律の規定により一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされている関税

ホ この法律及び関税定率法以外の関税に関する法律の規定により税額の確定が賦課課税方式によるものとされている関税

ヘ 過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税

2 第十二条第一項(延滞税)に規定する延滞税は、前項の規定にかかわらず、特別の手続を要しないで、同条の規定により納付すべき税額が確定するものとする。

当サイトの予想問題では問 38、問 76、問 101 で扱っています。

計測対象の過去問 9 問(第 54～59 回)

出題回	科目	問	論点	試験問題(税関サイト)	正答(税関サイト)
第 54 回	通関実務	第 3 問	関税の確定・納付	問題 PDF ↗ 別冊 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 54 回	関税法等	第 7 問	申告納税方式・賦課課税方式	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 55 回	通関実務	第 3 問	関税の確定・納付	問題 PDF ↗ 別冊 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 55 回	関税法等	第 7 問	申告納税方式・賦課課税方式	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 56 回	関税法等	第 6 問	申告納税方式・賦課課税方式	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗



第 57 回	関税法等	第 2 問	申告納税方式・賦課課税方式	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 58 回	関税法等	第 17 問	申告納税方式・賦課課税方式	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 59 回	通関実務	第 3 問	関税の確定・納付	問題 PDF ↗別冊 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 59 回	関税法等	第 8 問	申告納税方式・賦課課税方式	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗

関税法第 7 条の 2(申告の特例)― 関税法等 6 回 9 問・通関実務 1 回 1 問

e-Gov で現行条文を確認 ↗

第七条の二 貨物を輸入しようとする者であつて、あらかじめいずれかの税関長の承認を受けた者(以下「特例輸入者」という。)又は当該貨物の輸入に係る通関手続(通関業法(昭和四十二年法律第二百二十二号)第二条第一号イ(1)(定義)に規定する通関手続をいう。以下同じ。)を認定通関業者(第七十九条の二(規則等に関する改善措置)に規定する認定通関業者をいう。第六十三条の二第一項、第六十三条の七第一項第三号イ及び第六十七条の三第一項第二号において同じ。)に委託した者(以下「特例委託輸入者」という。)は、申告納税方式が適用される貨物について、前条第二項の規定にかかわらず、当該貨物に係る課税標準、税額その他必要な事項を記載した申告書(以下「特例申告書」という。)を税関長に提出することによつて、同条第一項の申告を行うことができる。

2 特例申告(特例申告書の提出によつて行う前条第一項の申告をいう。以下同じ。)を行う場合は、特例申告に係る貨物(以下「特例申告貨物」という。)で輸入の許可を受けたものについて、特例申告書を作成し、当該許可の日の属する月の翌月末日までに当該許可をした税関長に提出しなければならない。

3 前項の規定により提出する特例申告書は、期限内特例申告書という。

4 第一項の規定は、関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)別表第一の六に掲げる物品その他政令で定める貨物については、適用しない。

5 第一項の承認を受けようとする者は、その住所又は居所及び氏名又は名称その他必要な事項を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。

6 特例申告書の記載事項その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

当サイトの予想問題では問 39、問 43、問 50、問 63、問 73、問 76、問 110 で扱っています。

計測対象の過去問 10 問(第 54～59 回)

出題回	科目	問	論点	試験問題(税関サイト)	正答(税関サイト)
第 54 回	関税法等	第 20 問	輸入通関	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 54 回	関税法等	第 23 問	AEO(特例輸入者等)	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 55 回	関税法等	第 11 問	AEO(特例輸入者等)	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 56 回	通関実務	第 14 問	輸入通関手続	問題 PDF ↗別冊 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 56 回	関税法等	第 11 問	AEO(特例輸入者等)	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 57 回	関税法等	第 11 問	AEO(特例輸入者等)	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 58 回	関税法等	第 11 問	輸入通関	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 58 回	関税法等	第 21 問	AEO(特例輸入者等)	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 59 回	関税法等	第 10 問	輸入通関	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 59 回	関税法等	第 20 問	AEO(特例輸入者等)	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗

関税法第 7 条の 14(修正申告)― 関税法等 6 回 8 問・通関実務 3 回 3 問

e-Gov で現行条文を確認 ↗



第七条の十四 第七条第一項(申告)の申告をした者又は第七条の十六第二項(決定)の規定による決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号の申告、更正又は決定について同条第一項又は第三項(更正)の規定による更正(以下この項及び次条において「更正」という。)があるまでは、政令で定めるところにより、当該申告、更正又は決定に係る課税標準又は納付すべき税額(以下「税額等」という。)を修正する申告(以下「修正申告」という。)をすることができる。

一 先にした納税申告(第七条第一項の申告又は修正申告をいう。以下同じ。)、更正又は第七条の十六第二項の規定による決定により納付すべき税額に不足額があるとき。

二 先の納税申告、更正又は第七条の十六第二項の規定による決定により納付すべき税額がないこととされた場合において、その納付すべき税額があるとき。

2 前項の場合において、納税申告に係る貨物の輸入の許可前にする修正申告は、先の納税申告に係る書面に記載した税額等を補正することにより行なうことができるものとする。

3 国税通則法第二十条(修正申告の効力)の規定は、修正申告について準用する。

当サイトの予想問題では問 38、問 48、問 72、問 107 で扱っています。

計測対象の過去問 11 問(第 54～59 回)

出題回	科目	問	論点	試験問題(税関サイト)	正答(税関サイト)
第 54 回	通関実務	第 3 問	関税の確定・納付	問題 PDF ↗別冊 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 54 回	関税法等	第 17 問	更正・決定	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 55 回	関税法等	第 10 問	輸入通関	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 55 回	関税法等	第 17 問	修正申告・更正の請求	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 56 回	通関実務	第 9 問	関税額・修正申告税額の計算	問題 PDF ↗別冊 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 56 回	関税法等	第 18 問	修正申告・更正の請求	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 57 回	関税法等	第 6 問	修正申告・更正の請求	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 58 回	通関実務	第 8 問	関税額・修正申告税額の計算	問題 PDF ↗別冊 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 58 回	関税法等	第 8 問	修正申告・更正の請求	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 58 回	関税法等	第 16 問	用語の定義	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 59 回	関税法等	第 16 問	修正申告・更正の請求	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗

関税法第 7 条の 15(更正の請求)― 関税法等 6 回 7 問

e-Gov で現行条文を確認 ↗

第七条の十五 納税申告をした者は、当該申告に係る税額等の計算が関税に関する法律の規定に従っていなかったこと又は当該計算に誤りがあったことにより、当該申告により納付すべき税額(当該税額に関し更正があつた場合には、当該更正後の税額)が過大である場合には、当該申告に係る貨物の輸入の許可があるまで又は当該許可の日(特例申告貨物については、特例申告書の提出期限)から五年以内(第七十三条第一項(輸入の許可前における貨物の引取り)の規定により税関長の承認を受けた者に係る場合にあつては、当該承認の日の翌日から起算して五年を経過する日と輸入の許可の日とのいずれか遅い日までの間)に限り、政令で定めるところにより、税関長に対し、その申告に係る税額等(当該税額等に関し更正があつた場合には、当該更正後の税額等)につき更正をすべき旨の請求をすることができる。

2 税関長は、前項の規定による更正の請求(以下「更正の請求」という。)があつた場合には、その請求に係る税額等について調査し、更正をし、又は更正をすべき理由がない旨をその請求をした者に通知する。

当サイトの予想問題では問 38、問 48、問 72、問 107 で扱っています。

計測対象の過去問 7 問(第 54～59 回)

出題回	科目	問	論点	試験問題(税関サイト)	正答(税関サイト)
-----	----	---	----	-------------	-----------



第 54 回	関税法等	第 17 問	更正・決定	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 55 回	関税法等	第 17 問	修正申告・更正の請求	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 56 回	関税法等	第 6 問	申告納税方式・賦課課税方式	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 56 回	関税法等	第 18 問	修正申告・更正の請求	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 57 回	関税法等	第 6 問	修正申告・更正の請求	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 58 回	関税法等	第 8 問	修正申告・更正の請求	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 59 回	関税法等	第 16 問	修正申告・更正の請求	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗

関税法第 67 条(輸出又は輸入の許可)― 通関実務 6 回 20 問・関税法等 5 回 14 問

e-Gov で現行条文を確認 ↗

第六十七条 貨物を輸出し、又は輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、当該貨物の品名並びに数量及び価格(輸入貨物(特例申告貨物を除く。))については、課税標準となるべき数量及び価格)その他必要な事項を税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。

計測対象の過去問 34 問(第 54～59 回)

出題回	科目	問	論点	試験問題(税関サイト)	正答(税関サイト)
第 54 回	通関実務	第 1 問	申告書作成(輸出)	問題 PDF ↗別冊 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 54 回	通関実務	第 2 問	申告書作成(輸入)	問題 PDF ↗別冊 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 54 回	通関実務	第 13 問	輸出通関手続	問題 PDF ↗別冊 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 54 回	通関実務	第 14 問	輸入通関手続	問題 PDF ↗別冊 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 54 回	関税法等	第 3 問	輸出通関	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 54 回	関税法等	第 20 問	輸入通関	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 55 回	通関実務	第 1 問	申告書作成(輸出)	問題 PDF ↗別冊 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 55 回	通関実務	第 2 問	申告書作成(輸入)	問題 PDF ↗別冊 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 55 回	通関実務	第 13 問	輸出通関手続	問題 PDF ↗別冊 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 55 回	通関実務	第 14 問	輸入通関手続	問題 PDF ↗別冊 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 56 回	通関実務	第 1 問	申告書作成(輸出)	問題 PDF ↗別冊 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 56 回	通関実務	第 2 問	申告書作成(輸入)	問題 PDF ↗別冊 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 56 回	通関実務	第 13 問	輸出通関手続	問題 PDF ↗別冊 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 56 回	関税法等	第 3 問	輸入通関	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 56 回	関税法等	第 8 問	輸出通関	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 56 回	関税法等	第 9 問	輸入通関	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 56 回	関税法等	第 20 問	輸出通関	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 56 回	関税法等	第 21 問	輸入通関	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 57 回	通関実務	第 1 問	申告書作成(輸出)	問題 PDF ↗別冊 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 57 回	通関実務	第 2 問	申告書作成(輸入)	問題 PDF ↗別冊 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 57 回	通関実務	第 13 問	輸出通関手続	問題 PDF ↗別冊 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 57 回	関税法等	第 8 問	輸出通関	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 57 回	関税法等	第 9 問	輸入通関	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 57 回	関税法等	第 19 問	輸出通関	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗



第 58 回	通関実務	第 1 問	申告書作成(輸出)	問題 PDF ↗別冊 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 58 回	通関実務	第 2 問	申告書作成(輸入)	問題 PDF ↗別冊 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 58 回	通関実務	第 4 問	輸入通関手続	問題 PDF ↗別冊 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 58 回	通関実務	第 13 問	輸出通関手続	問題 PDF ↗別冊 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 58 回	関税法等	第 10 問	輸出通関	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 58 回	関税法等	第 11 問	輸入通関	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 59 回	通関実務	第 1 問	申告書作成(輸出)	問題 PDF ↗別冊 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 59 回	通関実務	第 14 問	輸入通関手続	問題 PDF ↗別冊 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 59 回	関税法等	第 3 問	輸出通関	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 59 回	関税法等	第 17 問	輸出通関	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗

関税法第 67 条の 3(輸出申告の特例)― 関税法等 6 回 14 問

e-Gov で現行条文を確認 ↗

第六十七条の三 次に掲げる者は、前条第一項又は第二項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、いずれかの税関長に対して輸出申告(政令で定める貨物に係るものを除く。)をすることができる。この場合において、第二号に掲げる者が特定委託輸出申告(保税地域等に入れないで輸出の許可を受けようとする貨物につき当該者が行う輸出申告をいう。第四項及び第七十九条の四第三項(認定の失効)において同じ。)を行うときは、その申告に係る貨物が置かれている場所から当該貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港又は不開港までの運送を特定保税運送者に委託しなければならない。

一 貨物を輸出しようとする者であつてあらかじめいずれかの税関長の承認を受けた者(以下「特定輸出者」という。)

二 貨物を輸出しようとする者であつて当該貨物の輸出に係る通関手続を認定通関業者に委託した者(次条第一項及び第六十七条の五において「特定委託輸出者」という。)

三 認定製造者(第六十七条の十四(規則等に関する改善措置)に規定する認定製造者をいう。以下この号及び次項において同じ。))が製造した貨物を当該認定製造者から取得して輸出しようとする特定製造貨物輸出者(第六十七条の十三第二項(製造者の認定)に規定する特定製造貨物輸出者をいう。次項、次条第一項及び第六十七条の五において同じ。)

2 特定製造貨物輸出者は、特定製造貨物輸出申告(保税地域等に入れないで輸出の許可を受けようとする貨物につき前項の規定により特定製造貨物輸出者が行う輸出申告をいう。以下この節において同じ。)に際しては、当該特定製造貨物輸出申告に係る貨物の品名、数量その他の政令で定める事項を記載した書面であつて認定製造者が作成したもの(第六十七条の十三第三項第二号イ及び第六十七条の十七第一項第三号において「貨物確認書」という。)を税関長に提出しなければならない。

3 第一項第一号の承認を受けようとする者は、特定輸出申告(保税地域等に入れないで輸出の許可を受けようとする貨物につき同項の規定により特定輸出者が行う輸出申告をいう。以下この節において同じ。)をしようとする貨物の品名その他必要な事項を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。

4 特定委託輸出申告、特定製造貨物輸出申告及び特定輸出申告の申告事項その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

当サイトの予想問題では問 43、問 53、問 75 で扱っています。

計測対象の過去問 14 問(第 54～59 回)

出題回	科目	問	論点	試験問題(税関サイト)	正答(税関サイト)
第 54 回	関税法等	第 3 問	輸出通関	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 54 回	関税法等	第 19 問	輸出通関	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 54 回	関税法等	第 23 問	AEO(特例輸入者等)	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 55 回	関税法等	第 9 問	輸出通関	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 55 回	関税法等	第 11 問	AEO(特例輸入者等)	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗



第 56 回	関税法等	第 11 問	AEO(特例輸入者等)	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 56 回	関税法等	第 20 問	輸出通関	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 57 回	関税法等	第 8 問	輸出通関	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 57 回	関税法等	第 11 問	AEO(特例輸入者等)	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 58 回	関税法等	第 18 問	輸出通関	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 58 回	関税法等	第 21 問	AEO(特例輸入者等)	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 59 回	関税法等	第 3 問	輸出通関	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 59 回	関税法等	第 17 問	輸出通関	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 59 回	関税法等	第 20 問	AEO(特例輸入者等)	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗

関税法第 69 条の 11(輸入してはならない貨物)― 関税法等 6 回 7 問

e-Gov で現行条文を確認 ↗

第六十九条の十一 次に掲げる貨物は、輸入してはならない。

一 麻薬及び向精神薬、大麻、あへん及びけしがら並びに覚醒剤(覚醒剤取締法にいう覚醒剤原料を含む。)並びにあへん吸煙具。ただし、政府が輸入するもの及び他の法令の規定により輸入することができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸入するものを除く。

一の二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第十五項(定義)に規定する指定薬物(同法第七十六条の四(製造等の禁止)に規定する医療等の用途に供するために輸入するものを除く。)

二 拳銃、小銃、機関銃及び砲並びにこれらの銃砲弾並びに拳銃部品。ただし、他の法令の規定により輸入することができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸入するものを除く。

三 爆発物(爆発物取締罰則(明治十七年太政官布告第三十二号)第一条に規定する爆発物をいい、前号及び次号に掲げる貨物に該当するものを除く。)。ただし、他の法令の規定により輸入することができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸入するものを除く。

四 火薬類(火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)第二条第一項(定義)に規定する火薬類をいい、第二号に掲げる貨物に該当するものを除く。)。ただし、他の法令の規定により輸入することができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸入するものを除く。

五 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号)第二条第三項(定義等)に規定する特定物質。ただし、条約又は他の法令の規定により輸入することができることとされている者が当該条約又は他の法令の定めるところにより輸入するものを除く。

五の二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第二十二項(定義等)に規定する一種病原体等及び同条第二十三項に規定する二種病原体等。ただし、他の法令の規定により輸入することができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸入するものを除く。

六 貨幣、紙幣若しくは銀行券、印紙若しくは郵便切手(郵便切手以外の郵便に関する料金を表す証票を含む。以下この号において同じ。)又は有価証券の偽造品、変造品及び模造品(印紙の模造品にあつては印紙等模造取締法(昭和二十二年法律第百八十九号)第一条第二項の規定により財務大臣の許可を受けて輸入するものを除き、郵便切手の模造品にあつては郵便切手類模造等取締法(昭和四十七年法律第五十号)第一条第二項の規定により総務大臣の許可を受けて輸入するものを除く。)並びに不正に作られた代金若しくは料金の支払用又は預貯金の引出用のカードを構成する電磁的記録をその構成部分とするカード(その原料となるべきカードを含む。)

七 公安又は風俗を害すべき書籍、図画、彫刻物その他の物品(次号に掲げる貨物に該当するものを除く。)

八 児童ポルノ(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第二条第三項(定義)に規定する児童ポルノをいう。)

九 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品(意匠権又は商標権のみを侵害する物品にあつては、次号に掲げる貨物に該当するものを除く。)

九の二 意匠権又は商標権を侵害する物品(外国から日本国内にある者(意匠権を侵害する物品にあつては当該物品を業として輸入する者を除くものとし、商標権を侵害する物品にあつては業としてその物品を生産し、証明し、又は譲渡



する者を除く。)に宛てて発送した貨物のうち、持込み行為(意匠法第二条第二項第一号(定義等)又は商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)第二条第七項(定義等)に規定する外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為をいう。)に係るものに限る。)

十 不正競争防止法第二条第一項第一号から第三号まで、第十号、第十七号又は第十八号(定義)に掲げる行為(これらの号に掲げる不正競争の区分に応じて同法第十九条第一項第一号から第六号まで、第八号又は第十号(適用除外等)に定める行為を除く。)を組成する物品

2 税関長は、前項第一号から第六号まで又は第九号から第十号までに掲げる貨物で輸入されようとするものを没収して廃棄し、又は当該貨物を輸入しようとする者にその積戻しを命ずることができる。

3 税関長は、この章に定めるところに従い輸入されようとする貨物のうちに第一項第七号又は第八号に掲げる貨物に該当すると認めるのに相当の理由がある貨物があるときは、当該貨物を輸入しようとする者に対し、その旨を通知しなければならない。

当サイトの予想問題では問 65、問 89 で扱っています。

計測対象の過去問 7 問(第 54～59 回)

出題回	科目	問	論点	試験問題(税関サイト)	正答(税関サイト)
第 54 回	関税法等	第 29 問	輸出入してはならない貨物・知的財産	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 55 回	関税法等	第 15 問	輸出入してはならない貨物・知的財産	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 56 回	関税法等	第 15 問	輸出入してはならない貨物・知的財産	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 57 回	関税法等	第 15 問	輸出入してはならない貨物・知的財産	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 58 回	関税法等	第 28 問	輸出入してはならない貨物・知的財産	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 59 回	関税法等	第 10 問	輸入通関	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 59 回	関税法等	第 28 問	輸出入してはならない貨物・知的財産	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗

関税法第 73 条(輸入の許可前における貨物の引取り)― 関税法等 6 回 7 問・通関実務 2 回 2 問

e-Gov で現行条文を確認 ↗

第七十三条 外国貨物(特例申告貨物を除く。)を輸入申告の後輸入の許可前に引き取ろうとする者は、関税額(過少申告加算税並びに第十二条の四第一項、第三項及び第四項(同条第一項の重加算税に係る部分に限る。))(重加算税)の重加算税に相当する額を除く。)に相当する担保を提供して税関長の承認を受けなければならない。

2 輸入の許可を与えることができない場合(前条の規定による場合を除く。)においては、税関長は、前項の承認をしてはならない。

3 第一項の承認を受けた外国貨物は、この法律の適用については、第四条(課税物件の確定の時期)、第五条(適用法令)、第三十四条の二(外国貨物等を出すことの確認義務)、前条、第百五条(税関職員の権限)及び第百六条(特別の場合における税関長の権限)を除くほか、内国貨物とみなす。

当サイトの予想問題では問 54、問 76 で扱っています。

計測対象の過去問 9 問(第 54～59 回)

出題回	科目	問	論点	試験問題(税関サイト)	正答(税関サイト)
第 54 回	関税法等	第 22 問	輸入許可前引取り	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗



第 55 回	通関実務	第 8 問	関税額・修正申告税額の計算	問題 PDF ↗ 別冊 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 55 回	関税法等	第 3 問	輸入許可前引取り	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 56 回	関税法等	第 22 問	輸入許可前引取り	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 57 回	通関実務	第 3 問	輸入通関手続	問題 PDF ↗ 別冊 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 57 回	関税法等	第 21 問	輸入許可前引取り	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 58 回	関税法等	第 3 問	輸入許可前引取り	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 58 回	関税法等	第 19 問	輸入通関	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 59 回	関税法等	第 18 問	輸入許可前引取り	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗

関税法第 89 条(再調査の請求)― 関税法等 6 回 6 問

e-Gov で現行条文を確認 ↗

第八十九条 この法律又は他の関税に関する法律の規定による税関長の処分不服がある者は、再調査の請求をすることができる。

2 この法律又は他の関税に関する法律の規定による税関職員の処分は、前項及び第九十一条の規定の適用に関しては、当該職員の属する税関の税関長がした処分とみなす。

当サイトの予想問題では問 64 で扱っています。

計測対象の過去問 6 問(第 54～59 回)

出題回	科目	問	論点	試験問題(税関サイト)	正答(税関サイト)
第 54 回	関税法等	第 26 問	不服申立て	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 55 回	関税法等	第 26 問	不服申立て	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 56 回	関税法等	第 28 問	不服申立て	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 57 回	関税法等	第 27 問	不服申立て	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 58 回	関税法等	第 26 問	不服申立て	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 59 回	関税法等	第 25 問	不服申立て	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗

関税法第 91 条(審議会等への諮問)― 関税法等 6 回 6 問

e-Gov で現行条文を確認 ↗

第九十一条 この法律又は他の関税に関する法律の規定による財務大臣又は税関長の処分について審査請求があつたときは、財務大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条(審議会等)に規定する機関をいう。)で政令で定めるものに諮問しなければならない。

一 審査請求人から、その諮問を希望しない旨の申出がされている場合(参加人(行政不服審査法第十三条第四項(参加人)に規定する参加人をいう。)から、当該諮問をしないことについて反対する旨の申出がされている場合を除く。)

二 審査請求が不適法であり、却下する場合

三 行政不服審査法第四十六条第一項(処分についての審査請求の認容)の規定により審査請求に係る処分(法令に基づく申請を却下し、又は棄却する処分及び事実上の行為を除く。)の全部を取り消し、又は同法第四十七条第一号若しくは第二号(処分についての審査請求の認容)の規定により審査請求に係る事実上の行為の全部を撤廃すべき旨を命じ、若しくは撤廃することとする場合(当該処分の全部を取り消すこと又は当該事実上の行為の全部を撤廃すべき旨を命じ、若しくは撤廃することについて反対する旨の意見書が提出されている場合及び口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く。)

四 行政不服審査法第四十六条第二項各号に定める措置(法令に基づく申請の全部を認容すべき旨を命じ、又は認容するものに限る。)をとることとする場合(当該申請の全部を認容することについて反対する旨の意見書が提出されている場合及び口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く。)



当サイトの予想問題では問 64 で扱っています。

計測対象の過去問 6 問(第 54～59 回)

出題回	科目	問	論点	試験問題(税関サイト)	正答(税関サイト)
第 54 回	関税法等	第 26 問	不服申立て	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 55 回	関税法等	第 26 問	不服申立て	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 56 回	関税法等	第 28 問	不服申立て	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 57 回	関税法等	第 27 問	不服申立て	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 58 回	関税法等	第 26 問	不服申立て	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 59 回	関税法等	第 25 問	不服申立て	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗

8.3 関税定率法(1 条文)

関税定率法第 4 条(課税価格の決定の原則)― 通関実務 6 回 18 問・関税法等 6 回 11 問

e-Gov で現行条文を確認 ↗

第四条 輸入貨物の課税標準となる価格(以下「課税価格」という。)は、次項本文の規定の適用がある場合を除き、当該輸入貨物に係る輸入取引(買手が本邦に住所、居所、本店、支店、事務所、事業所その他これらに準ずるものを有しない者であるものを除く。以下同じ。)がされた場合において、当該輸入取引に関し買手により売手に対し又は売手のために、当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格(輸出国において輸出の際に軽減又は払戻しを受けるべき関税その他の公課を除くものとする。)に、その含まれていない限度において次に掲げる運賃等の額を加えた価格(以下「取引価格」という。)とする。

一 当該輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用(次条及び第四条の三第二項において「輸入港までの運賃等」という。)

二 当該輸入貨物に係る輸入取引に関し買手により負担される手数料又は費用のうち次に掲げるもの

イ 仲介料その他の手数料(買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われるものを除く。)

ロ 当該輸入貨物の容器(当該輸入貨物の通常の容器と同一の種類及び価値を有するものに限る。)の費用

ハ 当該輸入貨物の包装に要する費用

三 当該輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して、買手により無償で又は値引きをして直接又は間接に提供された物品又は役務のうち次に掲げるものに要する費用

イ 当該輸入貨物に組み込まれている材料、部分品又はこれらに類するもの

ロ 当該輸入貨物の生産のために使用された工具、鋳型又はこれらに類するもの

ハ 当該輸入貨物の生産の過程で消費された物品

ニ 技術、設計その他当該輸入貨物の生産に関する役務で政令で定めるもの

四 当該輸入貨物に係る特許権、意匠権、商標権その他これらに類するもの(当該輸入貨物を本邦において複製する権利を除く。)で政令で定めるものの使用に伴う対価で、当該輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために買手により直接又は間接に支払われるもの

五 買手による当該輸入貨物の処分又は使用による収益で直接又は間接に売手に帰属するものとされているもの

2 輸入貨物に係る輸入取引に関し、次に掲げる事情のいずれかがある場合における当該輸入貨物の課税価格の決定については、次条から第四条の四までに定めるところによる。ただし、第四号に該当する場合において、当該輸入貨物の取引価格が、当該輸入貨物と同種又は類似の貨物(当該輸入貨物の本邦への輸出の日又はこれに近接する日に本邦へ輸出されたもので、当該輸入貨物の生産国で生産されたものに限る。以下この項において同じ。)に係る前項又は第四条の三(国内販売価格又は製造原価に基づく課税価格の決定)の規定により計算された課税価格(当該輸入貨物との間の取引段階、取引数量又は同項各号に掲げる運賃等の差異その他政令で定める費用の差異により生じた価格差につき、政令で定めるところにより、必要な調整を行つた後の価格とし、同項の規定により計算された課税価格にあつては、第四号に規定する特殊関係のない売手と買手との間で輸入取引がされた当該輸入貨物と同種又は類似の貨物に係る課税価格



に限る。)と同一の額又は近似する額であることを、当該輸入貨物を輸入しようとする者が、政令で定めるところにより、証明した場合を除く。

一 買手による当該輸入貨物の処分又は使用につき制限(買手による輸入貨物の販売が認められる地域についての制限その他の政令で定める制限を除く。)があること。

二 当該輸入貨物の取引価格が当該輸入貨物の売手と買手との間で取引される当該輸入貨物以外の貨物の取引数量又は取引価格に依存して決定されるべき旨の条件その他当該輸入貨物の課税価格の決定を困難とする条件が当該輸入貨物の輸入取引に付されていること。

三 買手による当該輸入貨物の処分又は使用による収益で直接又は間接に売手に帰属するものとされているものの額が明らかでないこと。

四 売手と買手との間に特殊関係(一方の者と他方の者とがその行う事業に関し相互に事業の取締役その他の役員となつていてことその他政令で定める一方の者と他方の者との間の特殊な関係をいう。以下この号及び第四条の三第一項において同じ。)がある場合において、当該特殊関係のあることが当該輸入貨物の取引価格に影響を与えていると認められること。

3 本邦にある者(以下この項において「委託者」という。)から委託を受けた者(以下この項において「受託者」という。)が当該委託者から直接又は間接に提供された原料又は材料を外国において加工又は組立て(以下この項において「加工等」という。)をし、当該委託者が当該加工等によつてできた製品を取得することを内容とする当該委託者と当該受託者との間の取引に基づき当該製品が本邦に到着することとなる場合には、当該取引を輸入取引と、当該委託者を買手と、当該受託者を売手と、当該加工等の対価として現実に支払われた又は支払われるべき額を輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格とそれぞれみなして、前二項の規定を適用する。この場合において、第一項第二号イ中「手数料(買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われるものを除く。)」とあるのは、「手数料」とする。

当サイトの予想問題では問 41、問 58、問 59、問 76、問 80、問 81、問 93、問 94、問 98、問 99、問 111、問 112、問 113、問 114 で扱っています。

計測対象の過去問 29 問(第 54～59 回)

出題回	科目	問	論点	試験問題(税関サイト)	正答(税関サイト)
第 54 回	通関実務	第 2 問	申告書作成(輸入)	問題 PDF ↗別冊 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 54 回	通関実務	第 10 問	課税価格の計算	問題 PDF ↗別冊 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 54 回	通関実務	第 11 問	課税価格の計算	問題 PDF ↗別冊 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 54 回	関税法等	第 12 問	課税価格の決定の原則	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 55 回	通関実務	第 2 問	申告書作成(輸入)	問題 PDF ↗別冊 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 55 回	通関実務	第 10 問	課税価格の計算	問題 PDF ↗別冊 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 55 回	通関実務	第 11 問	課税価格の計算	問題 PDF ↗別冊 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 55 回	関税法等	第 13 問	課税価格の決定の原則	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 55 回	関税法等	第 23 問	課税価格の計算方法(例外的決定含む)	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 56 回	通関実務	第 2 問	申告書作成(輸入)	問題 PDF ↗別冊 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 56 回	通関実務	第 10 問	課税価格の計算	問題 PDF ↗別冊 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 56 回	通関実務	第 11 問	課税価格の計算	問題 PDF ↗別冊 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 56 回	関税法等	第 5 問	課税価格の決定の原則	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 56 回	関税法等	第 13 問	課税価格の計算方法(例外的決定含む)	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 57 回	通関実務	第 2 問	申告書作成(輸入)	問題 PDF ↗別冊 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 57 回	通関実務	第 11 問	課税価格の計算	問題 PDF ↗別冊 PDF ↗	正答 PDF ↗



第 57 回	通関実務	第 12 問	課税価格の計算	問題 PDF ↗別冊 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 57 回	関税法等	第 13 問	課税価格の決定の原則	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 57 回	関税法等	第 24 問	課税価格の計算方法(例外的決定含む)	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 58 回	通関実務	第 2 問	申告書作成(輸入)	問題 PDF ↗別冊 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 58 回	通関実務	第 10 問	課税価格の計算	問題 PDF ↗別冊 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 58 回	通関実務	第 11 問	課税価格の計算	問題 PDF ↗別冊 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 58 回	関税法等	第 13 問	課税価格の決定の原則	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 58 回	関税法等	第 24 問	課税価格の計算方法(例外的決定含む)	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 59 回	通関実務	第 2 問	申告書作成(輸入)	問題 PDF ↗別冊 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 59 回	通関実務	第 10 問	課税価格の計算	問題 PDF ↗別冊 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 59 回	通関実務	第 11 問	課税価格の計算	問題 PDF ↗別冊 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 59 回	関税法等	第 5 問	課税価格の決定の原則	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 59 回	関税法等	第 23 問	課税価格の計算方法(例外的決定含む)	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗

8.4 関税暫定措置法(1 条文)

関税暫定措置法第 8 条の 2(特惠関税等)― 関税法等 6 回 6 問・通関実務 2 回 2 問

e-Gov で現行条文を確認 ↗

第八条の二 経済が開発の途上にある国であつて、関税について特別の便益を受けることを希望するもののうち、当該便益を与えることが適当であるものとして政令で定めるもの(以下「特惠受益国等」という。)を原産地とする次の各号に掲げる物品で、令和十三年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、第二条の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。

一 関税定率法別表第一類から第二十四類までに該当する物品のうち別表第二に掲げるもの同表に定める税率

二 関税定率法別表第二十五類から第七十六類まで及び第七十八類から第九十七類までに該当する物品のうち別表第三に掲げるもの(同法別表(別表第一に掲げる物品にあつては、同表)に定める税率が無税とされているものを除く。)同法別表に定める税率(別表第一に掲げる物品にあつては、同表に定める税率)及び協定税率のうちいずれか低いものに別表第三に定める係数を乗じて得た税率

三 関税定率法別表第二十五類から第七十六類まで及び第七十八類から第九十七類までに該当する物品のうち別表第三、第四及び第五に掲げる物品以外のもの(同法別表(別表第一に掲げる物品にあつては、同表)に定める税率が無税とされているものを除く。)無税

2 前項の規定にかかわらず、一の特恵受益国等を原産地とする同項各号に掲げる物品で同項に定める日までに輸入されるもののうち、当該一の特恵受益国等を原産地とする物品の有する国際競争力の程度その他の事情を勘案して同項の規定による関税についての便益を与えることが適当でない認められるものがある場合においては、政令で定めるところにより、当該物品の原産地である特惠受益国等及び当該物品を指定し、当該物品について同項の規定による関税についての便益を与えないことができる。

3 特惠受益国等のうち、国際連合総会の決議により後発開発途上国とされている国及びこれに準ずるものとして政令で定める国であつて、特惠関税(第一項の規定により課される関税をいう。)について特別の便益を与えることが適当であるものとして政令で定める国(次条において「特別特惠受益国」という。)を原産地とする別表第五に掲げる物品以外のもの(関税定率法別表(別表第一に掲げる物品にあつては、同表)及び同項第一号に定める税率が無税とされている物品並びに同項第三号に掲げる物品を除く。)で、同項に定める日までに輸入されるものに課する関税の率は、第二条又は同項第一号若しくは第二号の規定にかかわらず、無税とする。



4 第一項又は前項の規定の適用を受ける物品の原産地の確認その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

当サイトの予想問題では問 42、問 61 で扱っています。

計測対象の過去問 8 問(第 54～59 回)

出題回	科目	問	論点	試験問題(税関サイト)	正答(税関サイト)
第 54 回	通関実務	第 17 問	EPA・原産地手続	問題 PDF ↗ 別冊 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 54 回	関税法等	第 11 問	特惠関税	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 55 回	関税法等	第 5 問	特惠関税	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 56 回	関税法等	第 25 問	特惠関税	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 57 回	通関実務	第 7 問	EPA・原産地手続	問題 PDF ↗ 別冊 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 57 回	関税法等	第 5 問	特惠関税	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 58 回	関税法等	第 23 問	特惠関税	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 59 回	関税法等	第 22 問	特惠関税	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗

8.5 外国為替及び外国貿易法(2 条文)

外為法第 48 条(輸出の許可等)― 関税法等 6 回 6 問

e-Gov で現行条文を確認 ↗

第四十八条 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出をしようとする者は、政令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定の確実な実施を図るため必要があると認めるときは、同項の特定の種類の貨物を同項の特定の地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする者に対し、政令で定めるところにより、許可を受ける義務を課することができる。

3 経済産業大臣は、前二項に定める場合のほか、特定の種類の若しくは特定の地域を仕向地とする貨物を輸出しようとする者又は特定の取引により貨物を輸出しようとする者に対し、国際収支の均衡の維持のため、外国貿易及び国民経済の健全な発展のため、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、又は第十条第一項の閣議決定を実施するために必要な範囲内で、政令で定めるところにより、承認を受ける義務を課することができる。

当サイトの予想問題では問 44、問 66、問 87 で扱っています。

計測対象の過去問 6 問(第 54～59 回)

出題回	科目	問	論点	試験問題(税関サイト)	正答(税関サイト)
第 54 回	関税法等	第 25 問	外為法(輸出入許可承認)	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 55 回	関税法等	第 14 問	外為法(輸出入許可承認)	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 56 回	関税法等	第 27 問	外為法(輸出入許可承認)	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 57 回	関税法等	第 14 問	外為法(輸出入許可承認)	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 58 回	関税法等	第 25 問	外為法(輸出入許可承認)	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 59 回	関税法等	第 15 問	外為法(輸出入許可承認)	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗

外為法第 52 条(輸入の承認)― 関税法等 6 回 6 問

e-Gov で現行条文を確認 ↗



第五十二条 外国貿易及び国民經濟の健全な發展を図るため、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、又は第十条第一項の閣議決定を実施するため、貨物を輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、輸入の承認を受ける義務を課せられることがある。

当サイトの予想問題では問 44、問 66、問 87 で扱っています。

計測対象の過去問 6 問(第 54～59 回)

出題回	科目	問	論点	試験問題(税関サイト)	正答(税関サイト)
第 54 回	関税法等	第 14 問	外為法(輸出入許可承認)	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 55 回	関税法等	第 25 問	外為法(輸出入許可承認)	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 56 回	関税法等	第 14 問	外為法(輸出入許可承認)	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 57 回	関税法等	第 26 問	外為法(輸出入許可承認)	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 58 回	関税法等	第 14 問	外為法(輸出入許可承認)	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗
第 59 回	関税法等	第 24 問	外為法(輸出入許可承認)	問題 PDF ↗	正答 PDF ↗

